

第 6 編
事故災害対策編

第6編 事故災害対策編

第1部 事故災害ごとの対策..... 6-1

第1章 火災対策計画 6-1

第1節 基本方針 6-1

第2節 埼玉西部消防組合との関係..... 6-1

第3節 火災予防対策 6-1

1. 建築物の不燃化 6-1

2. 火災発生原因の制御 6-2

3. 防災知識の普及、訓練..... 6-3

第4節 消防活動 6-3

1. 消防団による消防活動..... 6-3

2. 消防署による消防活動..... 6-4

3. 他の消防機関に対する応援要請..... 6-5

第5節 消防計画の作成..... 6-5

1. 消防計画作成における留意事項..... 6-5

第6節 大規模火災対策..... 6-6

1. 基本方針 6-6

2. 現状と課題..... 6-6

3. 予防・事前対策 6-6

4. 応急対策 6-10

第2章 危険物等災害対策計画 6-12

第1節 基本方針 6-12

第2節 予防・事前対策 6-12

1. 危険物..... 6-12

2. 高圧ガス 6-12

3. 銃砲・火薬類 6-13

4. 毒物・劇物..... 6-13

第3節 応急対策 6-13

1. 危険物等応急対策措置..... 6-13

2. 高圧ガス災害応急対策..... 6-13

3. 火薬類災害応急対策 6-14

4. 毒物・劇物災害応急対策..... 6-14

5. サリン等による人身被害対策..... 6-14

6. 二次災害防止策 6-15

第3章 放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画 6-17

第1節 基本方針 6-17

第2節 予防・事前対策 6-17

1. 放射性物質取扱施設に係る事故予防対策	6-17
第3節 迅速かつ円滑な災害対策への備え	6-17
1. 情報の収集・連絡関係.....	6-17
2. 災害応急体制の整備	6-18
3. 緊急被ばく医療体制の整備	6-18
4. 防護資機材の整備	6-18
5. 避難所の指定及び避難収容活動への備え	6-18
6. 飲料水の供給体制の整備	6-19
7. 広報体制の整備	6-19
8. 市民相談窓口の整備	6-19
9. 防災教育・防災訓練の実施	6-19
第4節 応急・復旧対策	6-20
1. 核燃料物質等輸送事故災害に係る応急・復旧対策	6-20
2. 消火活動	6-22
3. 放射性物質取扱施設事故対策に係る応急・復旧対策	6-23
4. 原子力緊急事態宣言発出時の対応	6-23
5. 原子力事故災害に係る応急・復旧対策	6-26
6. 除染・放射性廃棄物対策	6-28
第4章 農林水産災害対策計画	6-29
第1節 凍霜害予防	6-29
1. 実施計画	6-29
第2節 農林水産災害対策	6-29
1. 実施計画	6-29
2. 補助金の交付	6-30
第5章 道路災害対策計画	6-31
第1節 基本方針	6-31
第2節 実施計画	6-31
1. 道路の安全確保	6-31
2. 情報の収集・連絡	6-32
3. 災害応急体制の整備	6-32
4. 緊急輸送活動体制の整備	6-32
5. 被災者等への的確な情報伝達活動への備え	6-32
第3節 道路災害応急対策	6-33
1. 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	6-33
2. 活動体制の確立	6-34
3. 火災への対応	6-35
4. 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	6-35
5. 危険物の流出に対する応急対策	6-35

6. 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動	6-35
7. 被災者等への的確な情報伝達活動	6-36
第6章 鉄道事故災害対策計画	6-37
第1節 基本方針	6-37
第2節 現状と課題	6-37
第3節 予防・事前対策	6-37
1. 事前対策	6-37
第4節 鉄道事故対策	6-37
1. 活動体制	6-37
2. 連絡通報体制	6-38
3. 応急措置	6-38
4. 消火活動	6-38
5. 応援要請	6-38
6. 医療救護	6-38
第7章 航空機事故対策計画	6-39
第1節 基本方針	6-39
第2節 現状と課題	6-39
1. 市周辺の飛行状況	6-39
2. 市周辺における航空機事故	6-39
3. 課題	6-40
第3節 予防・事前対策	6-41
1. 航空機事故災害の特性	6-41
2. 活動体制の整備	6-41
3. 情報収集・伝達体制の整備	6-43
4. 訓練の実施	6-43
第4節 応急対策	6-44
1. 応急活動	6-44
2. 自衛隊機、米軍機事故に係る連絡・通信・救助体制	6-45

第1章 火災対策計画

第1節 基本方針

市は防火対策、震災対策を推進するとともに、埼玉西部消防組合と連携し、火災予防に取り組む。市と埼玉西部消防組合は、消防組織の整備、消防施設の充実、消防職員・団員の教養訓練等を援助して、消防力の充実強化を図るとともに、一般市民の消防思想を普及徹底して予防消防の浸透を図り、火災から市民の生命、身体ならびに財産を保護して生活の安定に努める。

- 建築物の不燃化や消防団の充実・育成等、防火対策、火災対策を推進する
- 埼玉西部消防組合との連携を強化する
- 市民に対する防災知識の普及・啓発及び訓練等を実施する

第2節 埼玉西部消防組合との関係

埼玉西部消防組合は、市との協議に基づき災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興対策に関し、次の事項を実施する。

- 消防施設、消防本部体制の整備に関すること
- 救助及び救援施設、体制の整備に関すること
- 危険物等取扱施設の実態把握と防護の指導監督に関すること
- 消防知識の普及・啓発に関すること
- 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること
- 火災発生時の消火活動に関すること
- 水防活動の協力に関すること
- 被災者の救助、救援に関すること
- その他災害活動に関すること

第3節 火災予防対策

火災予防対策として次の施策を実施する。

1. 建築物の不燃化

【都市計画課、建築審査課、埼玉西部消防組合】

建築物の不燃化を促進するための次の対策を推進する。

- 都市計画法第8条第1項第5号の規定による防火地域及び準防火地域の指定拡大
- 市街地再開発事業、優良建築物等整備促進事業、都市防災不燃化促進事業等の実施及び防火帯道路の整備
- 消防法第7条の規定による建築同意制度の効果的な運用

2. 火災発生原因の制御

【危機管理課、埼玉西部消防組合、消防団】

(1) 防火管理者制度の効果的な運用

- 学校、工場等収容人員50人(病院、劇場、百貨店等30人)以上の防火対象物には、必ず防火管理者を選任させるとともに当該管理者に対して、消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の点検、整備及び火気の使用等について周知徹底を図るものとする
- 防火管理者を育成するため、防火講習会を開催し、防火管理能力の向上を図る

(2) 耐災環境の整備

① 消防水利施設、消防機械の整備

消防水利施設、消防機械の整備に努める。

② 消防団員の確保

消防団員の減少は最近の経済情勢から全国的な傾向である。消防団員の確保対策として、次のことがあげられる。

- 消防団装備の機械化、軽量化
- 消防ポンプ自動車等の重点配置
- 消防団組織を発展的に改善し、合理的に再編成を行う
- 中核となる団員の育成・団員の資質の向上を図る
- 団員の処遇改善
- 幼年消防クラブの活動の充実

③ 民間自衛防災組織等の育成強化

火災の公共危険性に鑑み、防火思想の普及徹底と初期消火体制の確立を目標として、次により自衛消防力の強化に努める。

表 1.1.1 自衛防災組織等の育成強化

育成強化	内容
民間防災組織の確立	地域の防火防災意識の高揚を図るとともに、発災時に自主的な防災活動が効果的かつ組織的に行われるよう、幼年消防クラブなど身近な民間防災組織の育成強化に努める。
自衛消防組織の育成	大規模な工場、事業所等の災害を防除して安全体制を確立するため、これらの自衛消防組織の育成強化を図る。
消防用設備等の整備充実	防火対象物等の関係者は、公設消防機関の活動開始前における消防活動に必要な資機材を整備するとともに、公設消防隊の活動を円滑にするための諸施策を行う。

(3) 高層建築物等の火災予防対策

高層建築物、社会福祉施設等に対し、消防訓練の実施、消防用設備の維持管理等について、指導徹底を図るものとする。

(4) 火災防除検討会の開催

大火災又は特殊な原因により発生した火災などについては、発生地の消防団幹部及びその他の関係者による火災防除検討会を開催し、防御活動の細部にわたって検討を加え、将来の消防活動資料とする。

3. 防災知識の普及、訓練

【危機管理課、埼玉西部消防組合】

(1) 防災知識の普及

市及び埼玉西部消防組合は、関係機関の協力を得て、年2回春季と秋季に火災予防運動を実施し、市民に大規模火災の危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動や避難所でのとるべき行動等について周知徹底を図るものとする。

また、学校等の教育機関や自主防災組織、各自治会等においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

(2) 防災関連設備等の普及

埼玉西部消防組合は、市民等に対し、消火器や避難用補助具等、住宅用防災機器の普及に努めるものとする。

(3) 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

市及び埼玉西部消防組合は、防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害者、外国人等といった要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

第4節 消防活動

大規模火災が発生した場合における消防活動について定める。

1. 消防団による消防活動

【消防団】

(1) 出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の市民に対し、出火防止（火気の使用停止、ガスの元栓閉鎖、電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は市民と協力して初期消火を図る。

(2) 消火活動

地域における消火活動、あるいは主要避難路確保のための消火活動を、単独もしくは埼玉西部消防組合と協力して行う。また、倒壊家屋、留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。

(3) 救急救助

埼玉西部消防組合による活動を補佐し、要救助者の救出救助と負傷者に対しての応急処置を実施し、安全な場所へ搬送を行う。

(4) 避難誘導

避難の指示がなされた場合は、これを市民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら市民を安全に避難させる。

(5) 情報収集

早期に災害情報を収集し、埼玉西部消防組合に連絡する。

(6) 応援隊の受入準備

応援隊の受入準備及び活動地域への案内等を埼玉西部消防組合と協力して行う。

2. 消防署による消防活動

【埼玉西部消防組合】

(1) 情報収集、伝達及び応援隊の受入準備

① 災害状況の把握

119番通報、かけこみ通報、消防無線、参集職員の情報等を総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

② 把握結果の緊急報告

消防署長は災害の状況を市長（場合によっては知事）に対して報告し、応援要請等の手続きに遅れのないよう働きかける。

③ 応援隊の受入準備

応援隊の円滑な受入れを図るため、準備を行う。

(2) 大規模火災への対応

火災発生状況に応じて、警防規程に定める警防計画に基づき鎮圧する。その際、次の原則に従う。

① 避難場所等及び避難路確保優先の原則

火災が大規模に拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所等及び避難路確保の消防活動を行う。

② 重要地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

③ 消火可能地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

④ 市街地火災消防活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設、危険物輸送中の事故等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分の消防活動を最優先とした消防活動を行う。

⑤ 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護に必要な消防活動を優先する。

⑥ 火災現場活動の原則

- 出場隊の指揮者は、災害の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する
- 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する
- 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、市民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火造建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する

⑦ 救急救助

要救助者の救出救助とその負傷者に対しての応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

3. 他の消防機関に対する応援要請

【埼玉西部消防組合】

「第2編 震災対策編—第2部—第4章—第4節—10.—（6）—④ 応援要請と受援体制」を準用する。

第5節 消防計画の作成

1. 消防計画作成における留意事項

消防計画の作成については、次の事項に留意する。

【危機管理課、埼玉西部消防組合、消防団】

(1) 組織

消防機関が災害に対処するための事務機構と災害時の部隊の編成を事前に定めておく。

(2) 消防団の育成・強化

市は、消防力の重要な組織であり、地域の防災リーダーとしての活動が期待される消防団の育成・強化を図る。

計画策定上は、資機材の充実、訓練、意識の高揚、市民への指導広報等に配慮する。

(3) 消防施設整備

消防の施設及び人員の現況を把握し、施設の整備拡充と人員の確保を図り、消防力の整備指針に従い市の社会構造の変化に対処できる増強計画とするが、計画は通常5箇年次の整備計画とする。

(4) 調査

消防機関が災害に対処して、適切な防御活動を行うことができるよう、定期又は臨時に消防地図、地理、水利及び災害危険区域等を調査するための実施計画をたてるとともに、実地調査の結果に基づき、大規模な災害の発生を予想した被害想定図を作成する。

(5) 教育訓練

市における消防がその任務を達成するためには消防職員・団員の資質の向上を図る必要があるため、基礎訓練を重点的に取り上げる一方、消防対象物に応じた防御知識の習得と技能の向上を図る。

(6) 災害予防

科学技術及び産業経済の発展と社会生活の向上によって災害の種類が複雑多様化しているので、火災を発生させるおそれのある施設、設備、器具及び危険物等の予防審査を行う一方、一般市民の災害予防に対する協力体制を確立する。

(7) 警報発令の伝達

異常気象時に災害を未然に防止するため、火災警報の発令及び解除の基準を定め、その伝達及び周知方法等を定める。

(8) 情報伝達

災害情報収集、報告は災害に対処するうえで重要なものであるから、これらが的確に行われるための体制を確立する。

(9) 火災警防

火災を警戒し、鎮圧するためには、各種消防事象に対する調査、研究及び科学的な理論と経験に基づく防御技術が最高度に発揮されなければならない。それには、地形別、地域別、構造別、

気象別等に火災の特性を把握し、消防力を効果的かつ、合理的に運用できる警防計画を作成し、防災効果が図られるように消防職員・団員は習熟しておく。

(10)避難

避難に関する計画は、身体、生命を保護し、人的災害の拡大を防ぐため、特に影響を及ぼす重要なものであるので十分検討し、避難の指示、避難経路、避難先等を具体的に定める。

(11)救助救急

平常時、非常時に生命、身体が危険な状態にある者及び生死不明の状態にある者に対する救助、救急が的確に行われるよう計画を定める。

(12)応援協力

大規模災害の発生に際して、埼玉西部消防組合のみでこれに対処することができない場合等に相互に応援協力するため、近隣の関係機関等との間の協力体制を確立しておく。なお、応援協定は、口頭又は習慣によることなく、必ず文書をもって締結しておく。

第6節 大規模火災対策

1. 基本方針

密集市街地での大規模火災により、多数の死傷者等が発生し、市の社会経済基盤の喪失につながる事象に対する対策について定める。

大規模火災の予防については、都市計画による適切な道路や緑地の配置、消防用設備の計画的な整備、配置、更には、発生したときの迅速な消火活動のための体制整備など関係する機関の数が多いため、効果的な対策を進めるため、より密接な連携を図る。

2. 現状と課題

(1) 災害に強いまちづくり

消防法の効果的な運用により、各種火災予防対策は進んでいる。市では、都市施設のバリアフリー化、緑地帯の確保、避難路の整備などを進める。

(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興の備え

迅速な情報の収集・伝達のため、防災行政無線を整備している。また、消防水利の確保についても、消防施設整備計画に基づき整備を進める。

(3) 防災知識の普及、訓練

各種パンフレット、市公式ホームページ等への掲載のほか、出前講座などにより、市民に対し防災情報を提供する。

3. 予防・事前対策

【危機管理課、都市計画課、教育指導課、避難行動要支援者支援会議、県、

埼玉西部消防組合、事業者、消防団、道路管理者】

(1) 災害に強いまちの形成

市は、火事による被害を軽減し、延焼拡大の防止を図るため、建築物、特に公共施設の耐震・不燃化、避難路、避難場所及び避難所、緑地等の配置による延焼遮断帯の確保、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、水面・緑地帯の計画的確保、防火地域及び準防火地域の防火性に配慮した地区計画等の指定を行い、災害に強い都市構造の形成を図る。

また、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、河川水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図る。

市は、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな負傷者の搬

送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。

(2) 火災に対する建築物の安全化

① 消防用設備等の整備、維持管理

埼玉西部消防組合は、多数の者が出入りする事業所等の高層建築物、病院及びホテル等の防火対象物について、消防法に基づく消防用設備等の設置を促進する。

また、事業者は、それらの消防用設備等が災害時にその機能を有効に発揮するよう、定期的に点検を行うなど、適正な維持管理を行う。

② 建築物の不燃化

建築物の不燃化を促進するための次の対策を推進する。

- 都市計画法第8条第1項第5号の規定による防火地域及び準防火地域の指定拡大
- 市街地再開発事業、優良建築物等整備促進事業、都市防災不燃化促進事業等の実施及び防火帯道路の整備
- 消防法第7条の規定による建築同意制度の効果的な運用
- 高層建築物等に係る防災計画指導

(3) 火災発生原因の制御

① 建築物の防火管理体制

消防法第8条第1項に定める防火対象物には、必ず防火管理者を選任させるものとする。

防火管理者は、当該建築物についての消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の整備点検等、防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図る。

また、埼玉西部消防組合は、防火管理者を育成するため、防火管理に関する講習会を開催し、防火管理能力の向上を図る。

② 予防査察指導の強化

埼玉西部消防組合は、消防法の規定に基づいて、防火対象物の用途、地域等に応じて計画的な予防査察を行い、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握しておくとともに、火災発生危険箇所の発見に努め、その安全の確保に万全を期すよう防火対象物の関係者に対して指導する。

③ 高層建築物等の火災予防対策

市及び埼玉西部消防組合は、高層建築物、社会福祉施設等に対し、消防訓練の実施、消防用設備の維持管理等について、指導徹底を図る。

④ 火災予防運動の実施

市民に火災予防思想と具体的な予防知識を普及するため、市及び埼玉西部消防組合は、関係機関の協力を得て年2回春季と秋季に火災予防運動を実施する。

⑤ 火災検討会の開催

市は、大規模火災又は特殊な原因による火災について、発生地の消防団幹部及びその他の関係者による火災検討会を開催し、防御活動の細部にわたって検討を加え、将来の消防活動資料とする。

(4) 情報の収集・連絡

① 情報の収集・連絡体制の整備

市もしくは県は、国、関係市町村、関係都県、警察、消防機関等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

② 情報の分析整理

市は、平常時から防災関連情報の収集及び蓄積に努め、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握したうえ、被害想定を実施し、災害危険性の周知等に生かす。

③ 通信手段の確保

市は、大規模火災発生時における情報通信手段を確保するため、防災行政無線等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図る。

(5) 災害応急体制の整備**① 職員の体制**

市、県及び道路管理者は、各機関における職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図る。また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、他の職員や機関等との連携等について定期的な訓練を実施し、職員への周知徹底を図る。

なお、職員の非常参集体制の整備に際しては、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておく。

② 防災関係機関相互の連携体制

市及び県は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、各関係機関との間の相互応援協定の締結を促進する等、平常時からの関係機関との連携を強化しておく。

また市は、近隣及び県内関係市町による消防相互応援体制の整備に努めるとともに、県は埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）による人命救助活動等の支援体制を整備する。

(6) 消火活動体制の整備

埼玉西部消防組合は、大規模火災に備え、消火栓や防火水槽の整備に努めるとともに、河川水やプール、ため池等についても把握し、その指定消防水利としての活用を図り、消防水利の確保とその適正な配置に努める。

埼玉西部消防組合は、平常時から組合構成市、消防団及び自主防災組織等との連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消火活動体制の整備に努める。

(7) 緊急輸送活動への備え

大規模火災発生時の緊急輸送活動を効果的に実施するために、市は緊急物資運搬路等の整備に努める。

また、市、県及び道路管理者は、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

(8) 避難収容活動への備え

表 1.1.2 避難収容活動

避難収容活動	対応
避難誘導	市は、避難所をあらかじめ指定し、日ごろから地域市民に周知徹底するとともに、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。 また、市は、大規模火災発生時に高齢者、障害者等の要配慮者の適切な避難誘導を図るため、地域住民、自主防災組織・自治会等の協力を得ながら、平常時からこれらの者に係る避難誘導體制を整備するとともに、避難誘導訓練を実施する。
避難所	市は、学校等公共的施設等を対象に避難所を指定し、市民への周知徹底に努める。また、避難所として指定された建物については、必要に応じ、太陽光発電装置、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。 また、市は、あらかじめ避難所の運営管理のために必要な知識等の市民への普及に努める。

(9) 施設、設備の応急復旧活動

市もしくは県、事業者、その他関係機関は、所管する施設・設備の被害状況を把握し、かつ応急復旧活動を行うための体制や資機材を、あらかじめ整備しておく。

(10) 被災者等への的確な情報伝達活動への備え

市は、大規模火災に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備する。

また、市は、市民等からの問い合わせに対応する体制を、あらかじめ整備しておく。

(11) 防災関係機関等の防災訓練の実施

表 1.1.3 防災訓練の実施

防災訓練	実施
訓練の実施	市は、埼玉西部消防組合及び事業者と協力して、市民参加による大規模火災を想定したより実践的な消火、救助・救急活動等の訓練を実施する。
実践的な訓練の実施と事後評価	市及び事業者が訓練を行うにあたっては、火災の規模や被害状況を想定し、気象条件や交通条件、社会活動の状況などを加味し、適切な訓練実施時間を設定するなど、より実践的なものとなるよう工夫する。 また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

(12) 防災知識の普及

市及び埼玉西部消防組合は、県及び関係機関の協力を得て、年2回春季と秋季に火災予防運動を実施し、市民に大規模火災の危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動や避難所でのとるべき行動等について周知徹底を図る。

また、学校等の教育機関や自主防災組織、各自治会等においては、防災に関する教育の充実に努める。

(13) 防災関連設備等の普及

埼玉西部消防組合は、市民等に対し、消火器や避難用補助具等、住宅用防災機器の普及に努める。

(14) 訓練における要配慮者への配慮

市は、訓練を実施する際、高齢者、障害者、外国人等といった要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

4. 応急対策

【危機管理課、埼玉西部消防組合、消防団】

(1) 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

① 大規模火災発生直後の被害情報の収集・連絡

表 1.1.4 被害情報の収集・連絡

機関	収集・連絡
市、埼玉西部消防組合	市及び埼玉西部消防組合は、火災の発生状況、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。
県、警察	県は、必要に応じヘリコプター等による目視、撮影等による被害情報の収集を行うものとする。また、市から情報を収集するとともに、映像情報等の概括的な情報を把握し、これらの情報を警察、消防庁及び関係省庁に報告する。

② 大規模火災情報の収集・連絡系統

大規模火災情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。

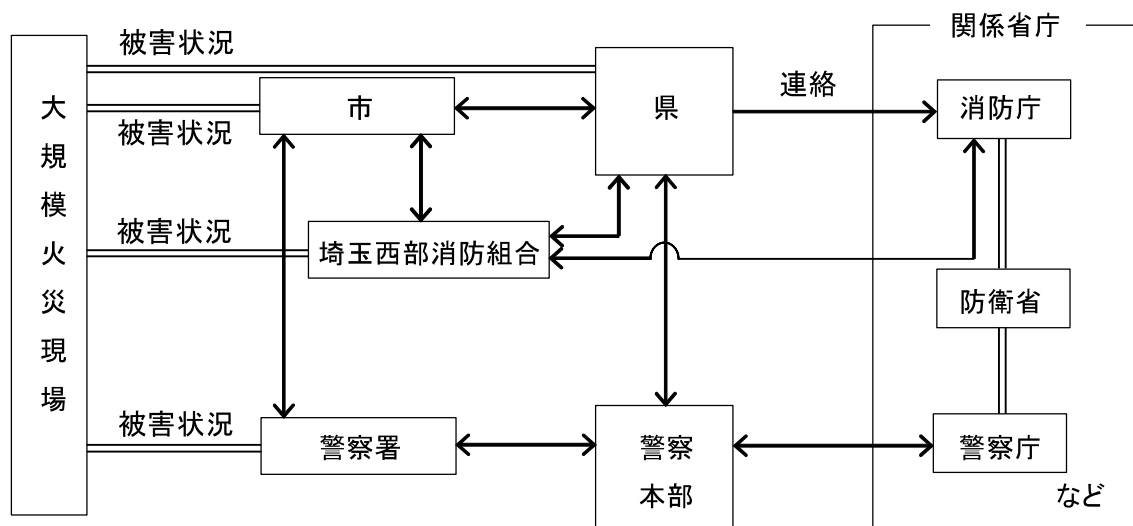


図 1.1.1 大規模火災情報の収集・連絡系統

③ 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

市及び関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に情報交換を行う。

(2) 通信手段の確保

市ならびに防災関係機関は、災害発生後直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。また、電気通信事業者は、市の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

(3) 活動体制の確立

① 自衛隊の災害派遣要請

危機対策本部長は、応援措置を実施するために必要があると認めたときは、知事に対して自衛隊の派遣要請を行うものとする。なお、自衛隊の災害派遣要請については、「第2編 震災対策編－第2部－第4章－第4節－11. 自衛隊への派遣要請」によるものとする。

② 市の活動体制

市は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報の収集活動に努めるとともに、災害応急対策を検討し、必要な措置を講じるものとする。また市は、大規模な災害が発生した場合は、危機対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、災害応急活動を円滑に行う体制を整えるものとする。

③ 広域的な応援体制

危機対策本部長は、被害の規模に応じて必要があると認める場合は、応援協定を締結している市町には直接、それ以外の市町村等には、知事を通じて応援を求める。

(4) 消火活動

埼玉西部消防組合は、大規模火災が発生した場合は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行い、消防相互応援協定等に基づき、他の消防機関に消火活動の応援要請を行う。

第2章 危険物等災害対策計画

第1節 基本方針

危険物質による災害の発生及び拡大を防止するため、関係機関と連携して保安体制の強化、適正な施設の維持管理の保安措置を講ずるための保安教育及び防火思想の啓発等の徹底を図る。

市は、県や危険物施設管理者と密接な連携を保ち、災害の防止を図るものとし、二次災害防止の方法を決めておく。

第2節 予防・事前対策

1. 危険物

【埼玉西部消防組合】

(1) 危険物製造所等の整備改善

- 埼玉西部消防組合は危険物製造所等の位置、構造及び設備が消防法等の規定による技術上の基準に適合した状態を維持するように指導する
- 埼玉西部消防組合は立入検査を実施して災害防止の指導をする

(2) 危険物取扱者制度の効果的運用

- 危険物保安監督者の選任、解任の届出を徹底させる
- 危険物の取扱いについて技術上の基準を遵守するよう指導する
- 法定講習会等の保安教育を徹底する

(3) 施設・取扱いの安全管理

- 施設の管理に万全を期するため危険物施設保安員等の選任を指導する
- 危険物取扱いの安全確保のため予防規程の作成遵守を指導する

2. 高圧ガス

【埼玉西部消防組合】

- 埼玉西部消防組合は、高圧ガスの製造・販売・貯蔵、移動及び消費ならびに容器の製造等について、高圧ガス保安法の基準に適合するよう検査又は基準適合命令を行い、災害の発生を防止し、公共の安全を確保する
- 埼玉西部消防組合は、経済産業大臣、警察及び消防機関と必要な情報交換等密接な連携のもとに、防災上の指導を行う
- 埼玉西部消防組合は、埼玉県高圧ガス団体連合会及び埼玉県高圧ガス地域防災協議会と連携して、各種保安講習会等を開催するとともに、高圧ガス保安協会の作成した事故情報を配布するなど防災上の指導を行う
- 高圧ガス施設における製造保安責任者等の製造現場の責任者が、確実に日常点検及び定期点検等を実施するよう施設の維持管理及び保安教育の徹底等の指導を強化する

3. 銃砲・火薬類

【埼玉西部消防組合】

- 猟銃・火薬類の製造、販売、貯蔵、消費、その他の取扱いを武器等製造法及び火薬類取締法の基準に適合するよう指導もしくは措置命令を行い、災害を防止し、公共の安全の確保を図る
- 経済産業大臣、警察及び消防機関と協調し、取締指導方針の統一、情報交換等を図るほか、必要に応じ関係機関の協力のもとに防災上の指導にあたる
- 埼玉県火薬類保安協会と連携して、火薬類取扱保安責任者講習会等を開催するとともに、社団法人全国火薬類保安協会の作成した事故例の配布を行い、火薬類の自主保安体制の確立を図るなど防災上の指導にあたる

4. 毒物・劇物

【埼玉西部消防組合】

- 毒物・劇物の製造・輸入・販売・取扱いについて、毒物及び劇物取締法に基づく指導及び立入検査等を行い、災害の発生を防止し、公共の安全を確保する
- 県と協調し、情報交換等を図るほか、必要に応じ関係機関の協力のもとに防災上の指導にあたる
- 埼玉県毒物劇物協会の協力のもとに、毒物劇物安全管理講習会等を開催して、毒物・劇物の適正管理などについて防災上の指導にあたる

第3節 応急対策

1. 危険物等応急対策措置

【埼玉西部消防組合、施設管理者】

消防法により規制を受ける危険物施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、施設管理者は災害防止のための措置を講ずるとともに、直ちに消防機関及び警察署等に通報する。通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講ずる。

施設管理者は、現場の警察、消防、関係機関と連絡を密にし、次の措置を講ずる。

- 危険物の流出及び拡散の防止
- 流出した危険物の除去、中和等
- 災害を免れた貯蔵施設等の応急点検及び必要な応急措置
- その他災害の発生又は拡大防止のための応急措置

2. 高圧ガス災害応急対策

【埼玉西部消防組合、施設管理者】

高圧ガス保安法により規制をうける高圧ガス関係の事業所に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、施設管理者は、二次的災害を起こすおそれがあるため、作業を必ず中止し、必要に応じてガスを安全な場所に移す又は放出させ、市民の安全を確保するために退避させる等の措置を講ずるとともに、直ちに警察署ならびに消防署に通報する。通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講じる。

高圧ガス災害については、「第2編 震災対策編－第2部－第2章－第4節－2. 二次災害阻止対策・危険物施設等応急対策」に準ずる。

施設等の管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずる。

- 製造作業を中止し、必要に応じて設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員以外は退避させる
- 貯蔵所又は充てん容器が危険な状態になったときは、直ちに充てん容器を安全な場所に移す
- 上記の対策を講ずることができないときは、従業者又は必要に応じて附近の市民に退避するよう警告する
- 充てん容器が外傷又は火災を受けた場合には、充てんされている高圧ガスを安全な場所で廃棄し、その充てん容器とともに損害を他に及ぼすおそれのない水中及び地中に埋める

3. 火薬類災害応急対策

【危機管理班、埼玉西部消防組合、施設管理者】

火薬類取締法により、火薬庫が火災、水害等により危険な状態になった場合においては、その後において二次的大災害を起こすおそれがあることから、市民の生命、身体ならびに財産を災害から保護するため当面の責任者に応急の措置を講じさせるとともに、速やかに警察官、消防職員、消防団員等のうち最寄りの者に届け出ることとし、届出を受けた者は直ちに関係機関に通報すると同時に災害防止の緊急措置を講ずる。

施設の管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずる。

- 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて、関係者を除き、近づくことを禁止する
- 道路が危険であるか、搬送の余裕がない場合は、火薬類を附近の水溝等の水中に沈める等安全な措置を講ずる
- 搬出の余裕がない場合は、火薬庫にあっては、入口窓等を目張等で完全に密閉し、木部には消火措置を講じ、爆発により災害を受けるおそれのある地域はすべて立入禁止の措置をとり、危険区域内の市民等を避難させるための措置を講ずる

4. 毒物・劇物災害応急対策

【危機管理班、埼玉西部消防組合、施設管理者】

毒物・劇物取扱施設に係る災害が発生し、不特定、又は多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、施設管理者が、直ちに、その旨を保健所、警察署及び消防署に届け出ることとし、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講ずる。

また、届出を受けた者は直ちに関係機関に通報すると同時に災害防止の緊急措置を講ずる。

なお、特殊な災害に対処するために、特別の必要があると認められる場合には、消防庁長官の指示による緊急消防援助隊の特殊災害部隊(毒劇物対応隊)により、応急措置を講ずるものとする。

施設管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずる。

- 毒物・劇物の流出等の防止措置及び中和等の除外措置を講ずる
- 災害をまぬがれた貯蔵設備等の応急点検及び必要な災害防止措置を講ずる
- 毒物・劇物による保健衛生上の危害を生ずる災害発生時の中和、消火等の応急措置及び緊急連絡、要員、資機材確保等活動体制を確立する

5. サリン等による人身被害対策

【危機管理班、健康づくり支援班、埼玉西部消防組合】

市内にサリン等による人身被害（以下「人身被害」という）が発生し、又は発生のおそれがある場合に、市の区域を管轄し、又は管轄区域内の事故災害応急対策について責任を有する機関が迅速かつ強力に事故災害応急対策を推進し、法令及び市防災計画ならびに当該機関の防災に関する計画に定める危機対策本部等の組織に必要な職員を動員配備して、その活動体制に万全を期するため定めるものとする。

(1) サリン等による人身被害の連絡通報体制

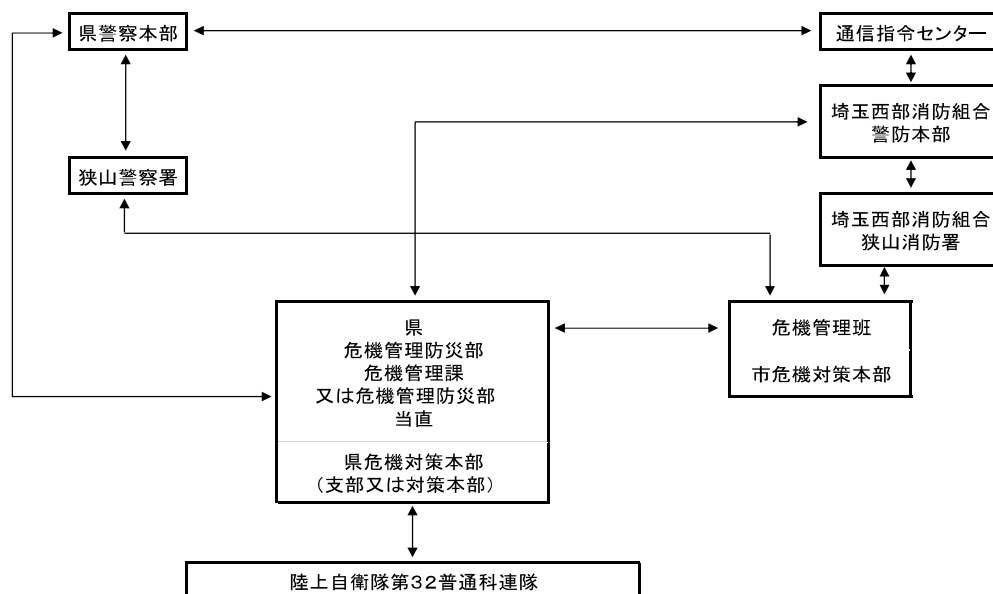


図 1.2.1 サリン等による人身被害の連絡通報体制

(2) 情報収集

市は、市内に人身被害が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関する市のすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告する。

(3) 立入り禁止等の措置

消防署は、関係機関と相互に連携を保ちながら、法令の定めるところにより人身被害に関わる建物、車両、その他の場所への立入りを禁止し、またこれらの場所にいる者を退去させる。

(4) 救出、救助

市は、消防署を主体とした救出、救助活動にあたる。

(5) 医療救護

市は、市内に人身被害が発生した場合、県その他の関係機関と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。有毒物質被害では、医薬品の確保等について万全を期する。

(6) 汚染除去

危機対策本部長は、市内に人身被害が発生した場合、県に依頼し自衛隊災害派遣要請計画により汚染除去を要請する。

(7) 避難誘導

危機対策本部長、警察官等は、被害拡大のおそれがあると認められたとき、必要に応じて被害現場周辺の市民に対して避難の指示を行う。

6. 二次災害防止策

【危機管理班、埼玉西部消防組合】

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入りを制限する。

(1) 危険物施設等の緊急使用停止命令等

災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、当該区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命ずる。

(2) 災害発生時等における連絡

危険物施設において災害が発生、又は発生するおそれがある場合における適切な応急措置を実施するとともに、緊急時の連絡体制を確立する。

(3) 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、危険物施設の実態に応じた応急対策を実施するよう危険物施設の管理者等に対して指導する。

第3章 放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画

第1節 基本方針

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故では、その影響は広範囲に拡大し、県にも大きな影響が及んだ。

本計画では、核燃料物質・放射性同位元素等（以下「放射性物質」という。）が一環境中に飛散する等の事故（以下「放射線関係事故」という。）が発生した場合の影響の甚大性に鑑み、その迅速かつ円滑な対応を図るため、特に地域防災計画にその予防対策、応急対策、復旧対策を定める。

市には核燃料物質を扱う事業所等はないが、医療機関などで放射性同位元素使用施設が多数ある。また、茨城県や福島県の原子力発電所で事故が発生した場合や医療機関等から放射性物質が放出した場合に備え、次の方針で対策を促進する。

- 県の地域防災計画、国の原子力災害対策指針に沿い、計画を策定する
- 事故の未然の防止には、専門知識を有する使用事業者の取り組みが最も重要であるため、放射性同位元素等を扱う機関に対する事前の事故予防対策を指導する
- 放射線関係事故が発生した場合に、迅速かつ円滑な応急復旧活動を実施するために、日ごろから各機関との連携を高める

第2節 予防・事前対策

1. 放射性物質取扱施設に係る事故予防対策

【危機管理課、環境課、健康づくり支援課、施設管理者】

(1) 放射性同位元素使用施設に係る事故予防対策

放射性同位元素使用施設の管理者は、何らかの要因により、放射性同位元素等の漏洩等放射線の発生による放射線障害のおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応がとれるよう、あらかじめ消防機関、警察、市町村、県、国に対する通報連絡体制を整備する。

(2) 放射性物質取扱い施設の把握

市は放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱施設の箇所、所在地及び取扱物資の種類等の把握に努める。

第3節 迅速かつ円滑な災害対策への備え

1. 情報の収集・連絡関係

【危機管理課】

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

市は国、県、関係市町村、警察、消防機関、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備する。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

(2) 通信手段の確保

市は、放射線関係事故発生時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図る。

2. 災害応急体制の整備

【危機管理課】

(1) 職員の体制

市は、職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じて応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図る。また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、関係機関との連携等について訓練を実施し、職員への周知徹底を図る。

(2) 防災関係機関の連携体制

市は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、関係機関との連携を強化しておくものとする。また災害の状況によっては、消火活動において放射線に関する専門的な知識を必要とする場合もあるため、市は必要に応じて専門家の助言が得られるよう、県、国、その他の関係機関との連携を図る。

(3) 広域応援連携体制の整備

市は、市内で放射線関係事故災害が発生した場合は、応急対策、救急医療等の活動に際し、広域的な応援が必要となる場合があるため、広域応援体制を整備、強化する。また必要に応じて、県に対して、埼玉県特別機動援助隊による人命救助活動等の支援要請を行う。

3. 緊急被ばく医療体制の整備

【健康づくり支援課】

市は、医師会及び狭山保健所と連携を取りながら、緊急被ばく医療体制を整備する。

(1) 緊急被ばく医療可能施設の事前把握

市は、あらかじめ市内外の医療機関に対して、放射線被ばくによる障害の専門的治療に要する施設・設備等の有無について把握しておく。また、必要に応じて市内外のこれらの施設・設備を備える医療機関との連携を図る。

(2) 被ばく検査体制の整備

市は、放射線関係事故が発生した際に、必要に応じて市民等に対する外部被ばくの簡易測定を実施できるよう、あらかじめ狭山保健所や医療機関における検査体制について把握しておくものとする。

(3) 負傷者搬送体制の整備

市は、放射線関係事故災害が発生し、被ばく者を早急に医療機関に搬送する必要がある場合や、近隣の医療機関では対応しきれない被害が生じた場合等に備えて、県にヘリコプター等による広域搬送を要請する。

4. 防護資機材の整備

【埼玉西部消防組合】

埼玉西部消防組合は放射線関係事故に備えて、救助・救急活動に必要な放射線防護資機材の整備に努めるものとする。

5. 避難所の指定及び避難収容活動への備え

(1) 大規模な避難住民の受け入れ

放射線関係事故に伴う大規模な避難住民の受け入れは、「第2編 震災対策編 第2部 第8章 第4節 7. 広域一時滞在」を準用する。

(2) 避難所の指定・避難誘導

避難所の指定や避難誘導、大規模な避難住民の受け入れは、「第2編 震災対策編—第2部—第8章 避難対策」により実施する。

避難誘導に際し、市は、放射線関係事故発生時に、要配慮者及び放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童、妊産婦等の適切な避難誘導を図るため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時からこれらの者に係る避難誘導体制の整備に努めることとする。

6. 飲料水の供給体制の整備

【危機管理課】

市は放射線関係事故により飲料水が汚染された場合を想定し、「第2編 震災対策編—第2部—第10章 物資供給・輸送対策」を準用して飲料水を供給する。

特に、乳児に優先的な飲料水の供給を実施する場合は、県等と連携して実施するものとする。

7. 広報体制の整備

【広報課、危機管理課】

市は、放射線関係事故発生時に、迅速かつ円滑に災害広報を実施できるよう、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備する。

8. 市民相談窓口の整備

【広報課、危機管理課】

市は、市民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ整備するものとする。

9. 防災教育・防災訓練の実施

【危機管理課、環境課、健康づくり支援課、埼玉西部消防組合】

(1) 防災教育・防災訓練の実施

市は、応急対策活動の円滑な実施を図るため、県と連携し必要に応じて防災関係職員に対し、次の事項についての教育を実施する。

- 放射線及び放射性物質の特性に関すること
- 放射線防護に関すること
- 放射線による健康への影響に関すること
- 放射線関係事故発生時に市及び県がとるべき措置に関すること
- 放射線関係事故発生時に市民がとるべき行動及び留意事項に関すること
- 防災対策上必要な設備機器についての知識に関すること
- その他必要と認める事項

(2) 市民に対する知識の普及

市は、放射線関係事故の特殊性を考慮し、市民に対して平常時より防災対策に関する事項についての広報を行う。広報の主な内容については、次のとおりとする。

- 放射線及び放射性物質の特性に関すること
- 放射線防護に関すること
- 放射線による健康への影響に関すること
- 放射線関係事故発生時に市がとるべき措置に関すること
- 放射線関係事故発生時に市民がとるべき行動及び留意事項に関すること
- その他必要と認める事項

(3) 訓練の実施と事後評価

市は、総合的な防災訓練を実施するにあたり、放射線関係事故も考慮して、訓練を実施するように努める。また、訓練後には、専門家等を活用した評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行う。

第4節 応急・復旧対策

市で想定される放射線関係事故としては、核燃料物質等の輸送中の事故、医療機関での放射性同位元素使用施設における火災等が想定されるが、後者は前者に比べて放射線による周辺環境への影響は小さいと考えられるため、対策を定めるにあたって、輸送中の事故による対策を中心とし、その他の場合にあつてはこれを準用するものとする。

さらに、市から比較的近い場所に立地する原子力発電所において放射能漏れ事故が発生し、放射線量等の測定体制の整備、避難住民等の外部被ばくの簡易測定ならびに健康相談窓口を開設する体制をあらかじめ想定する。

1. 核燃料物質等輸送事故災害に係る応急・復旧対策

【危機管理班、埼玉西部消防組合】

(1) 輸送事故発生直後の情報の収集・連絡

原子力事業者（原子力災害対策特別措置法）（平成11年法律第156号（以下「原災法」という。）第2条第1項第3号に定める者。以下「事業者」という。）による核燃料物質等の輸送中に、核燃料物質（原子力基本法第3条第2号に定める物質及びそれに汚染された物質）の漏えい等の事故が発生した場合、事業者は次の事項について最寄りの消防機関、警察署に通報するとともに、県、市及び関係省庁などに通報するものとする。

- 特定事象発生の場所及び時刻
- 特定事象の種類
- 検出された放射線量、放射性物質の状況及び放出状況
- 気象状況（風向・風速など）
- 周辺環境への影響
- 輸送容器の状態
- 被ばく者の状況及び汚染拡大の有無
- 応急措置
- その他必要と認める事項

核燃料物質等輸送時の事故情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。

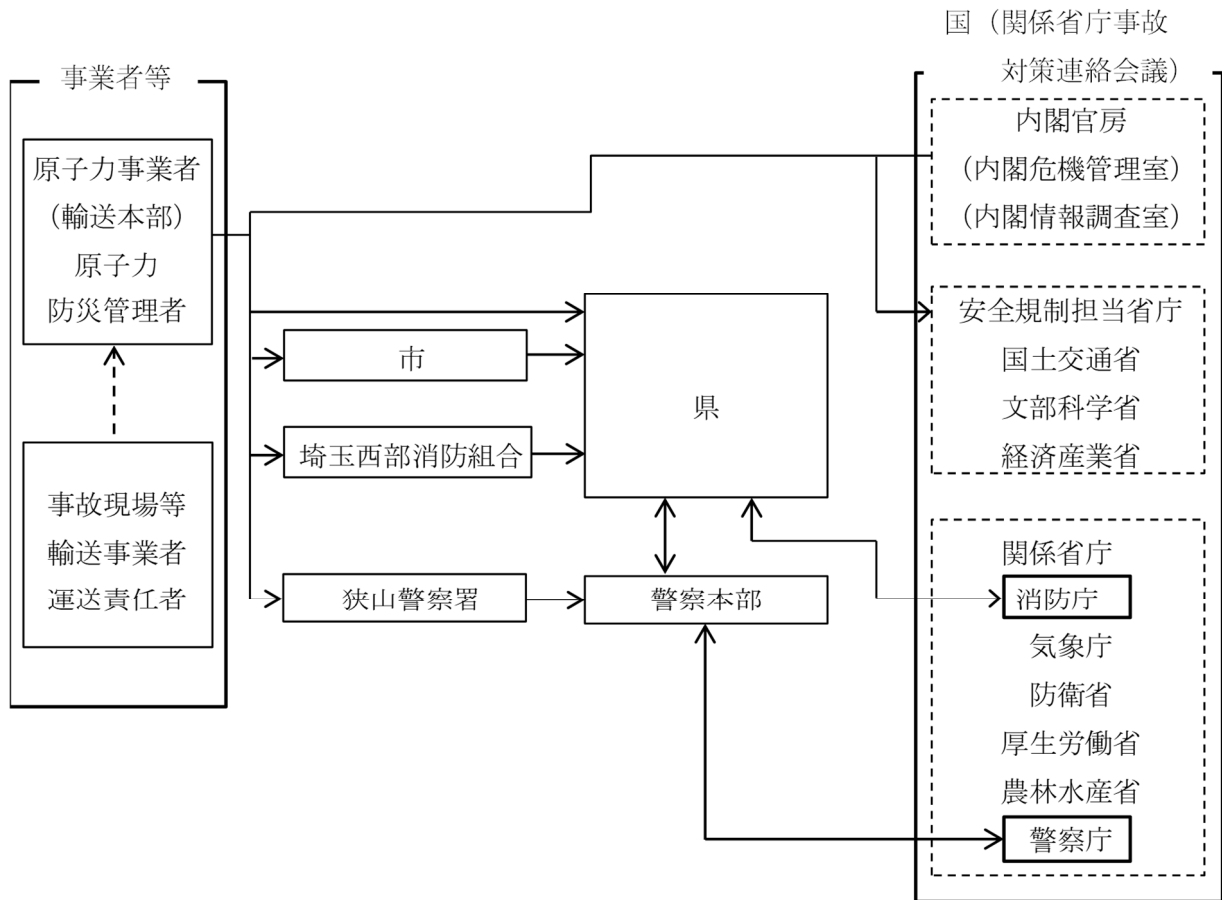


図 1.3.1 核燃料物質等輸送時の事故情報の連絡通報体制

(2) 応急対策活動情報の連絡

市は、事業者から、応急対策の活動状況連絡を受け、必要に応じて県に活動状況等を連絡する。

(3) 通信手段の確保

市は、事故発生後直ちに事故情報連絡のための連絡体制を確保するものとする。

また電気通信事業者は、市及び防災関係機関の通信の確保を優先的に行うものとする。

(4) 活動体制の確立

① 原子力事業者の活動体制

事業者及びその委託を受けて核燃料物質等を輸送する者（以下「事業者等」という。）は、事故の拡大防止のため、必要な応急措置を迅速に講ずるものとする。

事業者等は、事故発生後直ちに、関係機関への通報、人命救助、消火、汚染防止、立入制限等の事故の状況に応じた応急の措置を講ずるとともに、警察官、海上保安官又は消防職員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置を実施するものとする。

なお、事業者等の講ずべき措置は、次のとおりとする。

- 関係機関への通報・連絡
- 異常事態発生に伴う緊急時モニタリング
- 消火及び輸送物への延焼防止
- 輸送物の移動
- 立入制限区域の設定及び立入制限(事故発生現場の半径15m以内について、立入を制限する)
- 汚染の拡大防止及び除染
- 放射線障害を受けた者、又は受けたおそれのある者の救出
- その他放射線障害の防止のために必要な措置

② 埼玉西部消防組合の対応

核燃料物質等輸送事故の通報を受けた場合は、直ちにその旨を県に報告するとともに、事故災害の状況把握に努め、状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助・救急等の必要な措置を講ずる。

【警戒区域の設定に係る留意事項】

警戒区域(応急対策を行うために必要な区域)として、原子力事業者が立入制限を行った事故発生現場の半径15m以内の立入制限区域を含め、道路上で事故発生現場の前後概ね100mを確保する。

③ 市の活動体制

【情報収集等】

市は、事故の状況に応じて速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制及び危機対策本部の設置等、必要な体制をとるものとし、機関相互の連携を図る。また、被害状況等の情報収集活動に努めるとともに、応急対策を検討するものとする。

【県への連絡及び応援協力要請】

市は必要に応じて、県に応援要請をする。県は、市に対する応援を、他の市町村に対して指示するとともに、他の地方公共団体に対しても応援を求めるものとする。また、県は、国との連絡調整を図りつつ、専門的知識を有する職員の派遣、必要な人員及び資機材の提供など事故対策についての支援・協力を要請する。

【自衛隊の災害派遣要請】

危機対策本部長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請を行うものとする。

2. 消火活動

【危機管理班、埼玉西部消防組合、消防団】

核燃料物質等輸送中において火災が発生した場合は、事業者等は輸送作業従事者等の安全を確保しつつ、迅速に消火活動を行うものとする。消防機関は、事業者等からの情報や専門家等の意見をもとに、消火活動方法の決定及び活動中の安全性を確保し、事業者等と協力して迅速に消火活動を行うものとする。

3. 放射性物質取扱施設事故対策に係る応急・復旧対策

【危機管理班、埼玉西部消防組合】

放射性同位元素の取り扱い施設における事故等の対応は次のとおりとする。

(1) 事故発生直後の情報の収集・連絡

放射性物質取扱事業者は、施設において、何らかの要因による放射性物質の漏えい等の事故が発生した場合は、県、市、警察、消防機関及び国の関係機関に、次の事項を通報するものとする。

- 事故発生の時刻
- 事故発生の場所及び施設
- 事故の状況
- 気象状況(風向・風速)
- 放射性物質の放出に関する情報
- 予想される災害の範囲及び程度等
- その他必要と認める事項

(2) 応急対策活動情報の連絡

「第6編 事故災害対策編—第3章—第4節—1. 核燃料物質等輸送事故災害に係る応急・復旧対策—(2) 応急対策活動情報の連絡」を準用する。

(3) 通信手段の確保

「第6編 事故災害対策編—第3章—第4節—1. 核燃料物質等輸送事故災害に係る応急・復旧対策—(3) 通信手段の確保」を準用する。

(4) 活動体制の確立

「第6編 事故災害対策編—第3章—第4節—1. 核燃料物質等輸送事故災害に係る応急・復旧対策—(4) 活動体制の確立」を準用する。

4. 原子力緊急事態宣言発出時の対応

【現地危機対策本部、危機対策本部、学校、埼玉西部消防組合、狭山警察署、道路管理者】

(1) 危機対策本部の設置・閉鎖

原子力災害対策特別措置法第15条に規定する原子力緊急事態に至った場合、国は原子力緊急事態宣言を発出して、原子力災害対策本部及び災害現地対策本部を設置することから、市は危機対策本部を設置し、原子力災害合同対策協議会の構成員として出席する。

また、内閣総理大臣の原子力緊急事態解除宣言がなされたとき、又は原子力災害の危険性が解消されたと認められたときは、危機対策本部を閉鎖するものとする。

(2) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

① 緊急輸送活動

市は、県とともに車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

傷病者の搬送は、放射性物質に関する知識を有する者が傷病者の放射性物質の被ばく状況を確認し、二次汚染を防止する処置を施し、安全が確保された後、搬送する。

② 交通の確保

市は、道路管理者及び警察と連携し、緊急輸送を確保するため、道路及び交通状況を迅速に把握し、適切な交通対策を行う。

交通規制にあたっては、警察及び道路管理者は、相互に密接な連絡を取るものとする。

特に、科学技術庁等の国の機関及び応急対策活動に従事する原子力関係機関から派遣される専門家等の通行を優先するなど配慮する。

(3) 避難・避難収容活動など

① 退避・避難の基本方針

市は、原子力災害対策特別措置法に基づき内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合等、国から屋内退避又は避難に関する指示があったとき又は核燃料物質等からの放射線の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、「屋内退避」又は「避難」の指示の措置を講ずるものとする。

この場合、放射線の影響を受けやすい「乳幼児、児童、妊産婦」及びその付添人を優先し、さらに高齢者、障害者、外国人その他要配慮者にも充分配慮する。

※ 核燃料物質の輸送については、「原子力施設等の防災対策について」（原子力安全委員会）において、仮に原子力緊急事態に至る遮へい劣化又は放射性物質の漏えいがあった場合に一般公衆が半径15mの距離に10時間滞在した場合においても、被ばく線量は5mSv程度であり、事故の際に対応すべき範囲として一般公衆の被ばくの観点から、半径15m程度を確保することにより、防災対策は十分可能であると示されている。

表 1.3.1 被ばくからの防護対策

(mSv：ミリシーベルト)

屋外にいる場合に予想される被ばく線量 (予想線量当量) (mSv)		防護対策の内容 (注)
外部全身線量	甲状腺等の各臓器の組織線量	
10～50	100～500	市民は、自宅等の屋内へ退避。 その際、窓を閉め気密性に配慮すること。
50以上	500以上	市民は、避難。

注：防護対策の内容は次のとおりである。

「屋内退避」：自宅等の屋内に退避することにより、その建物の持つ遮蔽効果及び気密性によって放射線の防護を図る。

「避難」：放射線被ばくをより低減できる地域に移動するものとする。

② 警戒区域の設定

【警戒区域の設定】

市は事故情報、緊急時モニタリングの結果、専門家の助言等に基づき、屋内退避、避難を行う区域（警戒区域）を指定する。警戒区域を指定した場合は、関係市町村に必要な屋内退避、又は避難の措置を各地域住民に講ずるように指示し、警察などの関係機関に対し協力を要請する。

なお、警戒区域の設定についての基本的な考え方は、核燃料物質等輸送事故災害現場を中心とした円形（現場が帯状であった場合は楕円形）半径15mとする。

【市民への屋内退避・避難等の実施の指示】

危機対策本部長は、警戒区域を設定した場合は、関係市町村長に通知するとともに、必要な屋内退避、又は避難の措置を、各地域住民に講ずるよう指示等する。

また、知事は、市区域を越えてこれらの退避・避難を行う必要が生じた場合は、災害対策基本法第72条第1項の規定に基づき、受入先の市町村長に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施について、警戒区域の市町村長を応援するよう指示するものとする。

【関係機関への協力の要請】

危機対策本部長は、警戒区域を設定したときは、警察その他の関係機関に対し、協力を要請する。

③ 退避・避難等の実施

危機対策本部長は、屋内退避対象地域の住民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示をする。

また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で避難所を開設する。

この避難誘導にあたっては、乳幼児、児童、妊産婦、高齢者、障害者等とその付添人の避難を優先し、必要に応じて車両等による搬送の措置を講ずる。

④ 避難所の運営管理

市は、避難所の開設に当たっては、情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等について、避難者、市民、自主防災組織等の協力が得られるよう努め、円滑な運営管理を図るものとする。

また市は、避難所ごとに、避難者の早期把握に努めるとともに、避難所の良好な生活環境の維持に努めるものとする。

⑤ 要配慮者への配慮

市は、乳幼児や児童、妊産婦、高齢者、障害者等の避難誘導や避難所生活に十分配慮する。特に高齢者、障害者の避難所での健康状態の把握に努めるとともに、健康管理対策に努める。

(4) 市民への的確な情報伝達活動

① 周辺住民への情報伝達活動

市及び防災関係機関は、核燃料物質等事故・災害の状況、安否情報、交通施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、放射線量等の測定結果、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

また、情報提供に当たっては、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障害者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮するものとする。

② 市民への的確な情報の伝達

市は、市民に対し安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達するものとする。

③ 市民等からの問い合わせへの対応

市は、必要に応じ、速やかに市民等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置体制等を整備するものとする。また、効果的・効率的な情報の収集・整理及び提供に努めるものとする。

(5) 核燃料物質の除去など

事業者は、関係市町村及び防災関係機関との連携を図りつつ、事故終息後も汚染拡大防止に努めるとともに、事故現場及び周辺環境における放射性物質の除去・除染を行うものとする。

(6) 各種規制措置と解除

① 飲料水・飲食物の摂取制限等

市は、警戒区域を設定した場合など、事業者の原子力防災管理者からの事故の情報、緊急時モニタリングの結果ならびに国の指導、助言もしくは指示に基づき、必要に応じ、当該区域等における飲料水・飲食物の摂取制限等を行うものとする。

厚生労働省が定めた規制値（放射性セシウム）は、次のとおりである。

表 1.3.2 飲料水・飲食物の規制値

対象	放射性セシウム
飲料水	10 ベクレル／キログラム以上
牛乳	50 ベクレル／キログラム以上
乳児用食料	50 ベクレル／キログラム以上
野菜類	100 ベクレル／キログラム以上
穀物	100 ベクレル／キログラム以上
肉・卵・魚・その他	100 ベクレル／キログラム以上

② 解除

市、県、原子力事業者等及び消防機関等は、環境モニタリング等による地域の調査等が行われ、問題がないと判断された後は、国及び専門家の助言を踏まえる。また、原子力緊急事態宣言解除宣言があったときは、交通規制、避難・退避の指示、警戒区域、飲料水・飲食物の摂取制限などの各種制限措置の解除を行うものとする。

(7) 被害状況の調査等

① 被災市民の登録

市は、県の指示により医療措置及び損害賠償の請求等に資するため、原則として避難所に収容した市民の登録を行う。

② 被害調査

市は、県の指示により次に掲げる事項に起因して被災地の市民が受けた被害を調査する。

- 退避・避難等の措置
- 立入禁止措置
- 飲料水、飲食物の制限措置
- その他必要と認める事項
- 汚染状況図の作成

県は、緊急時モニタリングの結果に基づき、被災地域の汚染状況図を作成するとともに、医療及び損害賠償請求等に必要な資料と記録を整備・保管するものとする。

(8) 市民の健康調査等

市は、退避・避難した地域住民に対して、必要に応じ健康調査を実施し、市民の健康維持と民心の安定を図るものとする。また、緊急被ばく医療が必要と認められる者に対しては、把握されている医療機関と連携を図り、収容等を行うものとする。なお、この場合において、搬送等を行う場合は、二次汚染に十分配慮し、実施するものとする。

5. 原子力事故災害に係る応急・復旧対策

【広報班、危機管理班、環境班、奥富環境センター班、稲荷山環境センター班、健康づくり支援班、道路維持班、水道施設班、学校給食班】

原子力災害においては、初期対応段階では、情報が限られた中でも、放射線被ばくによる確定的影響を回避するとともに、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、迅速な防護措置等の対応を行う必要がある。東日本大震災時に発生した、福島第一、第二原子力発電所の事故の際、本市においても放射性物質の影響が認められたことから、原子力発電所の事故等における対応について定める。

原子力事故災害に係る応急・復旧対策については、「第6編 事故災害対策編—第1部—第3章—第4節—3. 放射性物質取扱施設事故対策に係る応急・復旧対策」を準用するものとするが、次の項目について独自に定める。

事故等が発生した場合に放射性物質の影響があると思われる原子力発電所は次の6つの施設である。

- 福島第一原子力発電所
- 福島第二原子力発電所
- 東海第二原子力発電所
- 柏崎刈羽原子力発電所
- 浜岡原子力発電所
- 志賀原子力発電所

(1) 放射線測定

事故等が起こり市に影響が及ぶと判断した場合、放射線の測定を実施する。測定に際しては、定められた方法により実施し、その測定結果を広報紙や市公式ホームページ等で公表するものと

する。

① 測定対象及び項目

放射線の測定対象は次のとおりとする。

表 1.3.3 放射線の測定対象

放射線測定対象	測定項目	暫定規制値等
地下水	放射性ヨウ素、放射性セシウム	放射性ヨウ素 300Bq/Kg (乳児は 100Bq/Kg) 放射性セシウム 10Bq/Kg
市内空間放射線量		年間1mSv
プール水	放射性ヨウ素、放射性セシウム	基準なし (参考基準は飲料水)
給食食材(学校、保育園)	放射性ヨウ素、放射性セシウム	(牛乳) 放射性ヨウ素 300Bq/Kg 放射性セシウム 50Bq/Kg (野菜等) 放射性ヨウ素 2,000Bq/Kg 放射性セシウム 100Bq/Kg (乳児用食料) 放射性セシウム 50Bq/Kg (穀類) 放射性セシウム 100Bq/Kg (肉・卵・魚・その他) 放射性セシウム 100Bq/Kg
焼却灰等	放射性ヨウ素、放射性セシウム	(埋立て基準値) 放射性セシウム 8,000Bq/Kg

食料中の放射性ヨウ素は暫定規制値、放射性セシウムは新基準値

② 測定場所等

測定場所等については、事故の規模等の状況により、危機対策本部において適宜決定する。

(2) ミニスポット対策

周辺より比較的高い放射線量の原因となっているポイントが特定された場合に、当該場所に近づくことを避けたり、除染を計画したりするための測定方法を定める。

高い線量率が予測されるポイント

【雨水が集まるところとその出口】

建物の雨樋(軒樋、集水器、呼び樋、堅樋)、堅樋から直接排水されている犬走り、側溝、集水マス、屋上・プール等屋外の排水口、雨だれが落ちている場所などが該当する。放射性物質(セシウム)は土や落ち葉に付着しやすいため、これらがたまりやすい軒樋、集水器、屋外の排水口、側溝、集水マスの泥土や底面などは、重点的に測定する。

【植物及びその根元】

樹木の葉・幹・根、根元付近の土、花壇・植栽、芝・草地、コケ、落ち葉だまり、屋外に置いてある堆肥などが該当する。特に、高木の広葉樹の根元やコケが生えているところで、高い空間線量率が確認されることが多くなっている。幹の周囲が均一に汚染されているわけではないため、1周全面を測定する。

【雨水・泥・土がたまりやすいところ】

水たまりができやすい低くなった地面、縁石や塀際の土だまり、風の吹きだまり場所の土だまり、コンクリートと表土の境、コンクリートやレンガ(地表面)の割れ目・継ぎ目(目地部)、カビや土などがついて黒ずんだ構造物などが該当する。これらの場所は、周囲から雨水が流れ込みやすく、また、泥や土がたまると、その泥土に放射性物質が濃縮しやすいため、又は周囲より放射性物質が付着しやすいため、空間線量率が高くなる可能性がある。

【微粒子が付着しやすい構造物】

錆びた鉄構造物、トタン屋根、茅葺き屋根、麦わら葺き屋根、スタッコ塗装仕上げ外壁など。

6. 除染・放射性廃棄物対策

【危機管理班、環境班、道路維持班、水道施設班、教育総務班、学務班、保育幼稚園班、みどり公園班、こども支援班、社会教育班、資源循環推進班、奥富環境センター班、稲荷山環境センター班】

(1) 除染

放射性物質取扱施設事故や原子力事故災害が発生し、放射性物質が市内に飛散した場合、被ばく等の二次災害を防止するためにも、早急な除染が必要になる。特に、セシウムは半減期が長く、長期にわたり存在し続けるため、飛散期間が一時的であったとしても、迅速に除染を行わなければならない。

放射線飛散時の除染対策を次に記述する。

- 高圧水による屋根除染
- 雨どい清掃
- 落ち葉の除去
- 庭木の剪定
- 表土除去
- 農業対策（セシウム除去のために、水田への塩化カリウム散布等）

【学校等における除染の目安】

実際に除染を行う必要があるかどうかの判断にあたっては、「福島県内の学校の校舎・校庭等の線量低減について（通知）」（平成23年8月26日付け23文科第452号）において、校庭・園庭については毎時 $1\mu\text{Sv}$ （マイクロシーベルト）／h未満を目安とすることとされていることを鑑み、50cmの高さ（中学校以上においては1m）において、 $1\mu\text{Sv}$ ／h以上の場所が目安になると考える。

なお、砂場や、子どもたちがもたれかかる建物の壁や遊具等、子どもが長時間至近距離で接する可能性のある場所については、当該場所における子どもの体の中心を考慮した位置での測定値も除染判断の参考とする。

(2) 仮置き場と焼却処分

除染作業によって回収された落ち葉や枝は、表土などの仮置き場の指定が必要である。仮置き場は国の「除染関係ガイドライン」に従い安全管理を行う必要がある。

【放射性物質の飛散・流出・地下浸透の防止】

- 仮置き場底面部へ遮水シートを設置する
- 除去土壌は耐光性の大型土のう袋に入れる
- 搬入した除去土のう等は、覆土したうえで遮水シートをかぶせる
- 廃棄物処分場であることから、周囲には侵入防止のフェンスを設置する

(3) 焼却処理

仮置き場の保管容量を超えた場合は、除染作業で発生した落ち葉や枝葉等は大型の袋に入れ除染現場周辺に仮置きする。焼却処理を行う場合は、自治会、市議会、周辺企業や市民の理解を得たうえで段階的に実施することとし、排ガスから放射性物質が検出された場合は即時に焼却を中止する。

【放射性物質焼却の事例】

環境省では平成25年10月9日～12日までの4日間で除染枝葉の焼却を約100t行った。その結果、焼却炉の排ガスから放射性物質は検出されなかったため、放射性廃棄物の焼却処理が行われている。

第4章 農林水産災害対策計画

第1節 凍霜害予防

凍霜害による茶等の減収を最小限に防止し、農家経営の安定やブランド力の維持に資するため、桑園・茶園の凍霜害の防除体制を整備し防除技術、被害調査方法及び被害後の技術対策等について定める。

1. 実施計画

【農業振興課】

(1) 情報収集体制

市は熊谷地方気象台が発表する防災気象情報等を有効に活用するための体制を整備しておくものとする。

(2) 凍霜害防除、被害調査及び技術対策体制

県の農林技術研究センターや農林振興センター、農業協同組合（JAいるま野）等と連携し、凍霜害防除、被害調査及び技術的体制の整備を進める。

(3) 霜注意報等の伝達

県から霜注意報等の伝達があった場合は、直ちに農業協同組合等関係団体に伝達する。

(4) 防除対策

霜注意報が発令された時、又は自ら凍霜害の危険があると認めたときは、可能な限り防除に努める。

第2節 農林水産災害対策

暴風雨、豪雨、竜巻、降ひょう、降霜、干ばつ、低温、降雪等による農林水産関係災害に関し、その災害予防、災害発生時の的確・円滑な災害対策の実施を図るため、必要な活動体制及び措置については、他の法令等によるもののほか、この計画に定めるところによる。

1. 実施計画

【農業振興課】

(1) 情報収集体制

市は熊谷地方気象台が発表する防災気象情報等を有効に活用するための体制を整備しておくものとする。

(2) 活動体制

市は、市内に災害が発生した場合、農業協同組合等関係団体と協力し、被害を最小限に防ぐため、応急対策の実施につとめる。

(3) 注意報及び警報の伝達

市は、県から次の注意報及び警報等の伝達を受けたときは、管内の農業協同組合等関係団体と連絡を密に取り、関係農家に必要な措置を伝達する。なお、土曜、日曜、祝日ならびに夜間に注意報等の発令があった場合は、別に定める凍霜害予防計画によるものを除き、原則として伝達を行わない。

注意報及び警報の種類については、「第4編 風水害編—第2部—第5章—第4節—1. 気象予報・警報等情報」を参照すること。

(4) 農作物・農業生産施設

市は、被害実態に応じて草樹勢の回復、病虫害の防除、損壊施設の応急措置等に関わる必要な技術対策を速やかに検討し、その技術対策指導を行う。

また、災害規模・損失程度により農業生産力の維持及び農業経営の安定に必要と認められる場合は「埼玉県農業災害対策特別措置条例」に基づく助成措置を県に要請することができる。

(5) 農地及び農業用施設

市は、被災農地・農業用施設の原形復旧等、機能回復に万全を期すとともに、災害程度・損失程度に応じて「埼玉県農地・農業用施設災害復旧事業補助金交付要綱」に基づき必要な助成措置を要請する。

(6) 森林・林産物

林地については被害の規模に応じて復旧措置を講じるとともに立木、林産物被害については損失の状況等により必要な助成措置を講じる。

(7) 家畜・家禽

市は、県とともに災害に伴い発生するおそれのある家畜伝染性疾病及びその他の多発性病を予防するため災害の態様に応じて必要な措置を講じる。

また、飼料の確保について、県内飼料の円滑な流通と価格の安定を図るよう指導する。

(8) その他

卸売市場、農林業関係団体の施設など、上記（４）～（７）以外についても、被害状況の迅速な把握に努め、適切な指導を行うとともに、被害程度に応じて必要な対策を講じる。

2. 補助金の交付

【農業振興課】

狭山市農業災害対策要綱に基づき、天災によって損失を受けた農業者に対し、被害農作物の回復等に要する補助措置及び農業経営に必要な資金（農業災害資金という）の交付を行うこととする。農業災害資金の交付の対象となる災害は次のとおりである。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 農作物の減収量が平年における収穫量の100分の30以上となる損失を受けたほ場の面積が、近接して1ヘクタール以上である災害2. 畜産物、繭等の減収量が平年における収穫量の100分の30以上となる損失を受けた農業者の戸数が10戸以上である災害3. 果樹、茶樹、桑樹等の永年作物に被害時における価額の100分の30以上の損失を受けた農業者の戸数が10戸以上である災害4. ビニールハウスその他のプラスチックハウス（附帯施設を含む。）、ガラス室、果樹だな（防鳥網施設を含む。）、蚕室、畜舎、放牧施設及び畜産物の調整施設（以下「農業用生産施設」という。）がそれぞれ被害時における価額の100分の30以上の損失を受けた農業者の戸数が10戸以上である災害5. その他農業経営に特に影響があると、市長が認める災害 |
|---|

第5章 道路災害対策計画

第1節 基本方針

道路構造物の大規模な被害や危険物を積載する車両の事故等により危険物等が流出した場合の対策について定める。

地震や水害、その他の理由によりトンネルの崩壊、橋りょうの落下、斜面及び擁壁の崩落ならびに落石等の道路構造物の大規模な被害が生じた場合、及び危険物を積載する車両の事故等により危険物等が流出した場合の対策について定める。

第2節 実施計画

道路災害の対策として、次の項目について体制を整備する

1. 道路の安全確保

【交通防犯課、狭山警察署、道路管理者】

(1) 道路交通の安全のための情報の充実

① 道路管理者

道路管理者は、熊谷地方気象台が発表する防災気象情報等を有効に活用するための体制を整備しておくものとする。

また、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るため、道路パトロールの実施等による情報の収集・連絡体制を整備するものとする。

さらに、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に災害発生危険性についての情報等を迅速に提供するための体制を整備するものとする。

② 警察

警察は、道路交通安全のための情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制を整備するものとする。

(2) 道路施設等の整備

① 危険箇所の把握

道路管理者は、災害の発生するおそれのある危険箇所をあらかじめ調査・把握し、道路施設等の防災対策を行うものとする。

また、災害の発生するおそれのある道路区間を、異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間として事前設定し、交通関係者ならびに地域住民や道路利用者に広報するものとする。

② 予防対策の実施

道路管理者は、次の各予防対策に努める。

- 道路施設等の点検を通じ、現状の把握に努める
- 道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図る
- 道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める
- バイパスの整備や多車線化などにより、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する

また、道路管理者は、災害が発生した際、道路施設等の被害情報の把握及び応急復旧活動を行うために必要な体制をあらかじめ備えておくとともに、災害からの円滑な復旧を図るためにあらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料の整備に努めるものとする。

③ 資機材の整備

道路管理者は、被災した道路施設等の早期復旧を図るため、あらかじめ応急復旧用資機材を保有しておくものとする。

2. 情報の収集・連絡

【危機管理課、交通防犯課、道路管理者】

(1) 災害情報の収集・連絡体制の整備

市及び道路管理者は、国、県、関係市町村、関係都県、警察、消防機関等の関係機関との間に情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

(2) 通信手段の確保

市は、災害時における情報通信手段を確保するため、防災行政無線等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図る。

3. 災害応急体制の整備

【危機管理課、交通防犯課、道路管理者】

(1) 職員の体制の整備

市及び道路管理者は、各機関における職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じて応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図る。また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、他の職員や機関等との連携等について定期的な訓練を実施し、職員への周知徹底を図る。

なお、職員の非常参集体制の整備に際しては、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておく。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

市は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、各関係機関との間に相互応援協定の締結を促進する等、平常時からの関係機関との連携を強化しておく。

さらに、高速道路や主要地方道における道路災害の場合、被害や影響が隣接する他都県に及ぶこともあるため、市は県との連携の強化に努めるものとする。

4. 緊急輸送活動体制の整備

【危機管理課、交通防犯課、狭山警察署、道路管理者】

(1) 市、県、道路管理者

道路災害発生時の緊急輸送活動を効果的に実施するために、市は、緊急輸送道路の整備に努める。

また、市及び道路管理者は、県とともに発災時の道路管理体制の整備に努める。

(2) 警察

警察は、災害時の交通規制を円滑に行うため、平常時から支援関係機関との連帯強化を図るとともに、発生時における交通規制の広報体制を確保するものとする。

5. 被災者等への的確な情報伝達活動への備え

【広報課、危機管理課】

市は、道路災害に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、報道機関との連携を図り、市民等からの問い合わせに対応できるよう、平常時から広報体制を整備する。

第3節 道路災害応急対策

1. 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

【危機管理班、交通防犯課、県、狭山警察署、道路管理者】

市は発災直後の通信手段を確保するとともに、人的被害状況等の被害情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、収集した被害情報を直ちに県に連絡するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

(1) 災害情報の収集・連絡

① 事故情報等の連絡

表 1.5.1 事故情報等の連絡

機関	連絡
県	県は、国(国土交通省)及び道路管理者から受けた情報を、関係市町村、警察及び各関係機関等へ連絡するものとする。
道路管理者	道路管理者は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合には、速やかに県、市町村、関係都県及び国(国土交通省)と相互に連絡を取り合うものとする。

② 災害発生直後の被害情報の収集・連絡

表 1.5.2 被害情報の収集・連絡

機関	収集・連絡
市	市は、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、収集した被害情報を直ちに県に連絡する。
県	県は、必要に応じてヘリコプター等による目視、撮影等による被害情報の収集を行うものとする。 また、市から被害情報を収集するとともに、映像情報等の被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を市、道路管理者、関係都県、警察及び国(国土交通省・消防庁)に報告するとともに、必要に応じ関係省庁に連絡するものとする。
道路管理者	道路管理者は、被害状況を県、市町村、関係都県及び国(国土交通省)と相互に連絡を取り合うものとする。
警察	警察は、現場情報を多角的に収集し、情勢を的確に判断して必要な措置をとるとともに、関係機関に連絡するものとする。

③ 道路災害情報の収集・連絡系統

道路災害情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。

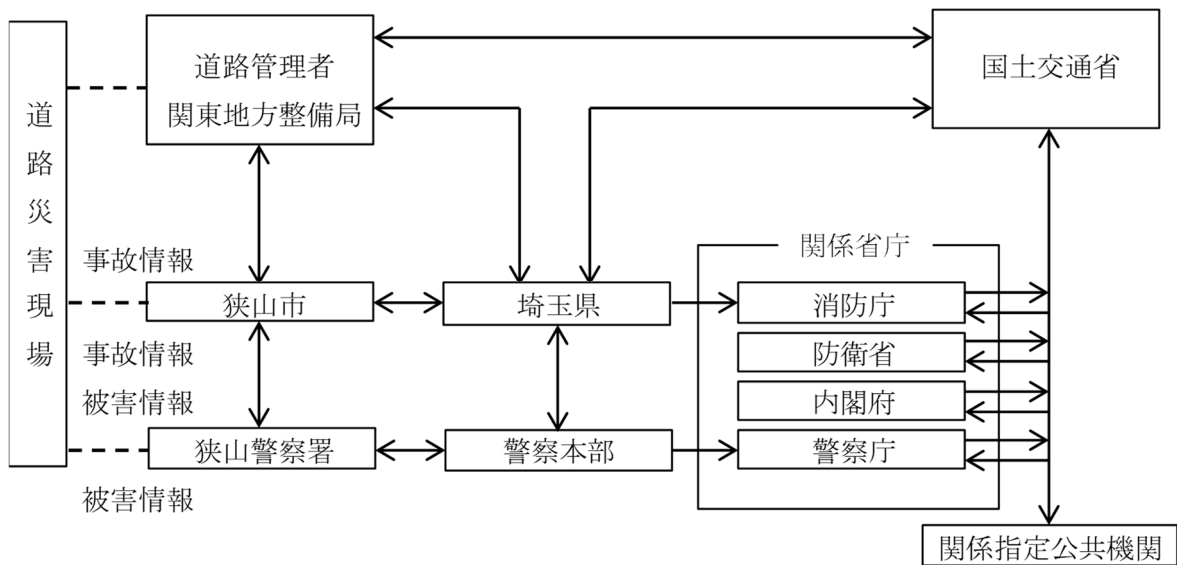


図 1.5.1 道路災害情報の収集・連絡系統

④ 応急対策活動情報の連絡

表 1.5.3 活動情報の連絡

機関	情報の連絡
市	市は、県に応急対策活動の実施状況、対策本部設置状況等を連絡するとともに、応援の必要性を連絡する。
県	県は、自ら実施する応急対策活動の実施状況等を市に連絡するとともに、国（国土交通省・消防庁）に応急対策活動の実施状況等を随時連絡するものとする。
道路管理者	道路管理者は、国（国土交通省）に応急対策活動の実施状況、対策本部設置状況等を連絡するものとする。

(2) 通信手段の確保

市及び防災関係機関は、災害発生後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保する。
また電気通信事業者は、市及び県の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

2. 活動体制の確立

【危機管理班、交通防犯班、道路管理者】

(1) 市の活動体制

市は発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報等の収集活動に努めるとともに、応急対策を検討し、必要な措置を講ずる。
また、大規模な災害が発生した場合には、危機対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、応急対策活動を円滑に行う体制を整える。

(2) 道路管理者の活動体制

道路管理者は、発災後速やかに災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるとともに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等必要な対策を講ずる。

(3) 広域的な応援体制

危機対策本部長は必要があると認めるときは、知事に対し、応援要請を行う。

また、知事は、市からの応援要請に基づき、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、他の都道府県の知事等に対し、応援を求めるほか、広域的な応援協定に基づく応援要請を行う。

3. 火災への対応

【埼玉西部消防組合、消防団、道路管理者】

(1) 消防機関

消防機関は、速やかに火災の状況を把握し、迅速に消火活動を行うとともに、必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、他の消防機関に消火活動の応援要請を行うものとする。

(2) 道路管理者

道路管理者は、迅速かつ的確な初期消火活動に協力するものとする。

4. 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

【危機管理班、交通防犯班、狭山警察署、道路管理者】

(1) 緊急輸送活動

市は、県とともに車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

(2) 交通の確保

市は、道路管理者及び警察と連携し、緊急輸送を確保するため、道路及び交通状況を迅速に把握し、適切な交通対策を行い、道路管理者及び警察と相互に緊密な連絡をとるものとする。

5. 危険物の流出に対する応急対策

【埼玉西部消防組合、消防団、道路管理者】

(1) 道路管理者

道路管理者は、危険物の流出が認められた場合、関係機関と協力し、速やかに除去活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

(2) 消防機関

消防機関は、危険物の流出が認められた場合、速やかに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行うものとする。

6. 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

【狭山警察署、道路管理者】

(1) 道路管理者

道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、道路施設等の仮設等の応急復旧活動を行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。また、道路施設の応急復旧活動に際し、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。

(2) 警察

警察は、災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

また警察は、災害発生後直ちに、被災現場及び周辺地域ならびにその他の地域において、交通安全施設の緊急点検を実施するなど、必要な措置を講ずる。

7. 被災者等への的確な情報伝達活動

【広報班、危機管理班】

(1) 被災者等への情報伝達活動

市及び防災関係機関は、相互に連携を図り、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供する。

また、情報提供にあたっては、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、要配慮者に対して十分に配慮する。

(2) 市民への的確な情報の伝達

市は、市民に対し、道路災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達する。

(3) 関係者等からの問い合わせに対する対応

市は、必要に応じ、発災後速やかに市民や関係者等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等の整備を図るものとする。また、効果的・効率的な情報の収集・整理、提供に努める。

第6章 鉄道事故災害対策計画

第1節 基本方針

本計画は、市域において列車の衝突、脱線、てん覆その他の事故により、多数の死傷を伴う鉄道災害の発生を予防するとともに、事故発生時における応急救助対策ならびに復旧等の諸対策について定める。

第2節 現状と課題

鉄道事業者は、災害時のみならず日常においても、適切な情報収集及び旅客への情報提供など、適切な予防、応急対策が行われているが、事故災害時には事業者や県と協力し、効果的な活動を行う必要がある。

市内には西武鉄道（株）が西武新宿線（入曽駅、狭山市駅、新狭山駅）、西武池袋線（稲荷山公園駅）の2路線で旅客輸送を行っている。

第3節 予防・事前対策

1. 事前対策

【西武鉄道(株)】

鉄道事業者は鉄道災害の発生に備え、次の対策を講じるものとする。

(1) 気象状態の観測

雨量計、風速計を備え、暴風雨の時にこれを活用して線路の警戒にあたる。

(2) 災害発生のおそれのある箇所の把握

沿線の開発等により、年々災害発生のおそれのある箇所が変わるので、常にこれを把握して、風雨雪時の線路警戒を重点的に行う。

(3) 非常召集計画の樹立

毎年個人別に非常召集の連絡系統を作り、勤務時間外に大規模地震が発生した場合と同様の動員体制を整えている。

(4) 応急復旧計画の樹立

毎年個人別に非常召集の連絡系統を作り、勤務時間外に大規模地震が発生した場合と同様の動員体制を整えている。

(5) 部外団体への協力依頼

毎年、警察、自衛隊、消防署、ダム（防水予報）等、部外団体に有事の際の協力方を依頼する。

第4節 鉄道事故対策

1. 活動体制

【危機管理班、西武鉄道(株)】

(1) 西武鉄道(株)の活動体制

西武鉄道（株）は、事故発生後直ちにその所掌事務に係る事故災害応急対策を実施するとともに、関係機関への通報、人命救助、消火、被害拡大の防止措置、立ち入り制限等事故の状況に応じた応急措置を講じるものとする。警察官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供するものとする。

(2) 市の活動体制

市は市内で鉄道事故が発生した場合、近隣住民や他の市町村、県、公共的団体の協力を得て、事故災害応急対策の実施に努めるものとする。

2. 連絡通報体制

鉄道事故発生時の通信連絡手段は「第2編 震災対策編—第2部—第5章 情報収集、伝達体制の整備」に準じるものとする。

3. 応急措置

【危機管理班、埼玉西部消防組合、消防団、西武鉄道(株)】

(1) 情報収集

市は区域内に鉄道事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関してすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告する。その他の基本事項、情報の収集、報告等の責務は、「第2編 震災対策編—第2部—第5章 情報収集・伝達体制の整備」に準ずる。

(2) 乗客等の避難

鉄道事故が発生し、乗客等の生命に危険が及ぶ場合は、要配慮者を優先して避難誘導を行う。

① 西武鉄道(株)の対応

西武鉄道(株)は、鉄道事故が発生した場合は、状況により列車内又は駅構内等の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導する。

② 消防機関の対応

消防機関は、鉄道事故が発生した場合は、状況により西武鉄道(株)、警察機関と協力し列車内又は駅構内等の乗客等を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに現場一帯の立入り禁止等の措置を講じる。

(3) 災害現場周辺の市民の避難

鉄道事故が発生し、災害現場周辺の市民の生命財産に危害が及ぶ場合、「第2編 震災対策編—第2部—第8章 避難対策」に準じ、避難の指示を行う。

(4) 救出、救助

市は危機対策本部を設置し、消防機関を主体とした救出、救助活動にあたる。また、市は協力者の動員を行う。

4. 消火活動

【埼玉西部消防組合、消防団】

鉄道災害は、集団的死傷者の発生が予想され、市街地での脱線、転覆等の場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があるので、人命救助、救出活動を他のあらゆる消防活動に優先して実施するものとし、消防機関を主体とした活動を市が行うものとする。

5. 応援要請

【危機管理班】

鉄道事故発生時において、各地方公共団体及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助を実施するものとする。

6. 医療救護

【健康づくり支援班】

市は、市内に鉄道事故が発生した場合、迅速かつ的確な医療救護措置を講じる。

第7章 航空機事故対策計画

第1節 基本方針

自衛隊や米軍、航空運送事業者（以下、自衛隊等という）の運行する航空機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害に対する対策について、必要な事項を定める。

市では過去に自衛隊機や米軍機による航空機事故が発生しており、その教訓を生かし実効力のある計画づくりに努め、次の基本方針に従い計画を推進する。

- 航空機事故時の情報通信手段を平常時から確保し、庁内の関係各課や県、自衛隊等との連絡体制を強化する
- 航空機事故の被害を最小限にするためにも、航空機事故の災害の特性を知ること努める
- 航空機事故発生時は必要に応じて災害対策本部を設置し、初動体制の確立を図るとともに、被害状況の把握に努めるほか、防災無線や広報車等による市民への情報伝達を行う
- 航空機事故通報訓練等、事故発生時の初動における通報要領を確認し、事故対策の強化を図る

第2節 現状と課題

1. 市周辺の飛行状況

市周辺には、自衛隊ならびに在日米軍の飛行場があり、また、航空路もあることから、航空機が頻繁に通過している。

(1) 飛行場ならびに管制圏

航空自衛隊：入間飛行場

米空軍：横田飛行場

(2) 航空路

B－14

2. 市周辺における航空機事故

市周辺では過去に数回、航空機の墜落等の事故が発生している。

表 1.7.1 市周辺における航空機事故の発生状況

事故種類	発生日	機体種類	発生場所	被害状況
墜落	S53.09.08	自衛隊 T-33 練習機	奥富地区	・乗員2名死亡 ・火災、家屋の全半焼、農作物枯死2,000㎡
不時着	S58.05	米軍 ヘリコプター	飯能市	無し
落下物	S59.12	米軍 航空機	入間市	農作物
墜落	H11.11.22	自衛隊 T-33 練習機	柏原地区	・乗員2名死亡 ・火災、送電線切断(約80万世帯が停電)、ゴルフ場被害、家屋被害、車両破損

3. 課題

平成11年11月22日に発生した自衛隊機の墜落事故では、航空機が送電線を切断し県及び東京都において約80万世帯の停電が発生するなど、甚大な被害が生じた。航空機事故をうけて、平成14年に編纂された「自衛隊機墜落事故 活動概要報告書（狹山市消防本部編）」では初動時の対応や情報連絡体制などについて、次のような課題が提示されている。

- 航空機事故発生時における連絡体制の充実、迅速化
- 事故現場における関係機関と連携した活動
- 救難等関連航空機と現場対応機関との連絡体制の確保
- 航空機事故の発生が予想される場合の連絡体制の整備

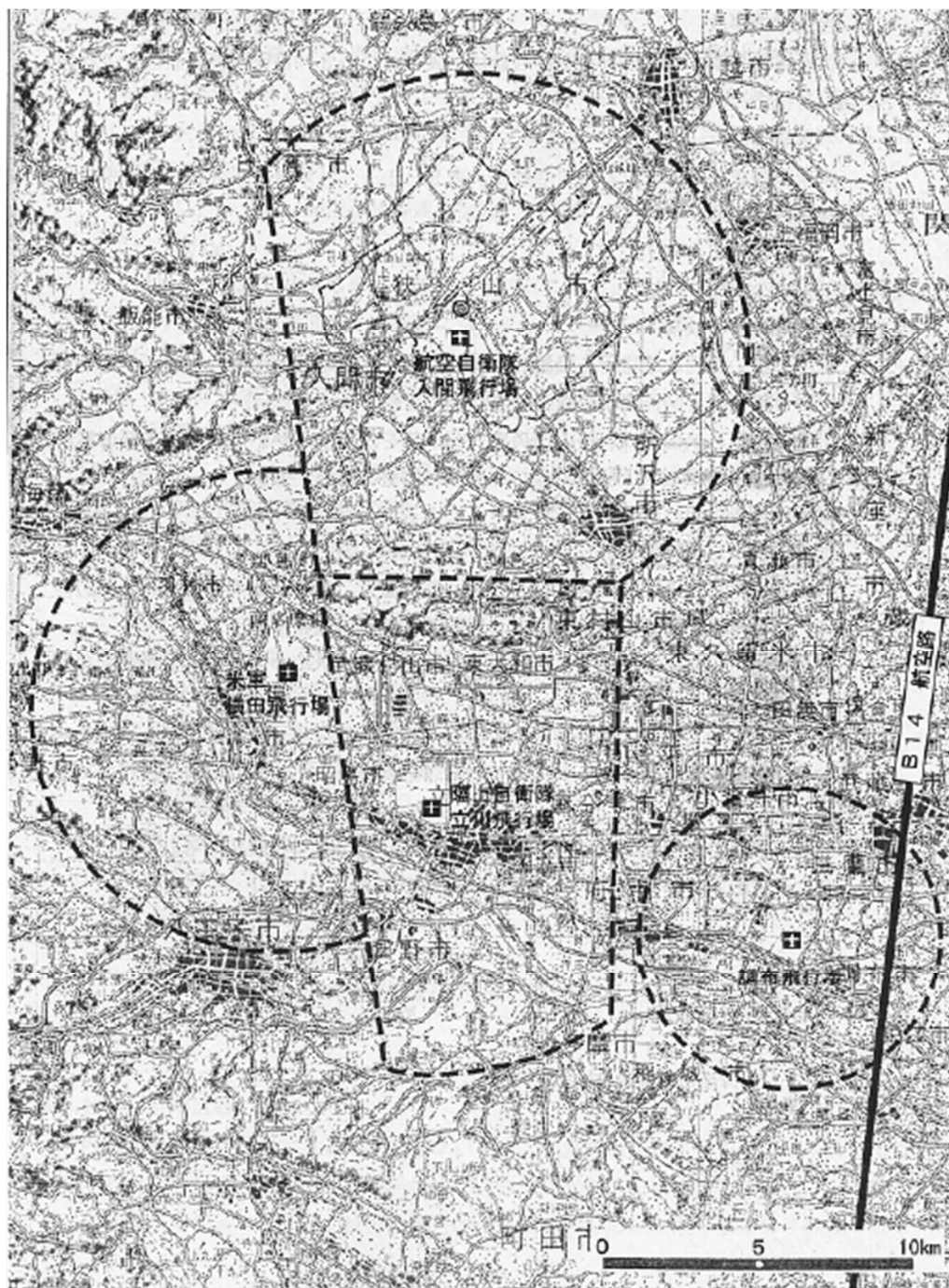


図 1.7.1 航空路及び管制圏図

第3節 予防・事前対策

1. 航空機事故災害の特性

過去の教訓を踏まえ、自衛隊機や米軍機の事故の発生に速やかに対応して、事故による被害の拡大を防ぎ、救急活動や救助活動を行うことが重要である。

そのためにも、航空機事故の特異な形態を理解し、適切に対処することが人的、物的被害の低減につながる。

(1) 一般的な特性

- 航空機には、通常多量の燃料が積載されているため、出火と同時にこれらの燃料が燃焼して、航空機全体が火炎につつまれる場合が多く、高熱のため消防隊等の接近が著しく困難になる
- 火災発生後短時間にして、マグネシウム合金等が燃焼し、外板等の金属部分が容易に溶解する
- 機内には、多くの乗客、乗員が収容されている場合が多い

(2) 事故状態による特性

- 垂直に近い状態で墜落した場合
瞬間的に爆発又は急激に延焼拡大し、主要構造物が破壊されて、その破片が広範囲に飛散する
- 緩い角度で墜落した場合
航空機の進行方向に破片が飛散し、2～3箇所に大きく分散して燃焼するほか、消火面が数ヶ所以上に及ぶ場合が多い

2. 活動体制の整備

【基地対策課、危機管理課、自衛隊等】

(1) 自衛隊機、米軍機

昭和53年に発生した奥富地区への自衛隊機墜落事故を契機として、関係機関により協議が行われ、昭和54年12月に「自衛隊又は米軍の航空機事故及び航空事故に伴う災害が発生した場合の連絡調整に関する協定」（資料編P.215参照）が締結され、平成10年3月に協定が更新された。

なお、在日米軍に係る事件・事故発生時における通報体制について、日米合同委員会合意（平成9年3月31日）に基づき、北関東防衛局から市へ通報も行われることとなっている。

(2) 民間機

航空機の墜落、衝突又は火災等の航空機事故が発生した場合の活動体制を次のように定める。

表 1.7.2 活動体制

担当	内容
事故機を所有する事業者	● 航空機事故が発生した場合には、東京空港事務所に速やかに通報するものとする ● 警察官ならびに消防要員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な処置を実施するものとする
市(危機管理課)	● 他の市町村、県及び指定行政機関ならびに区域内の公共団体及び住民等の協力を得て、事故災害応急対策の実施に努める

(3) 連絡通報体制

民間機や自衛隊機、米軍機等の事故が発生した場合の、連絡通報体制を次のように定める。

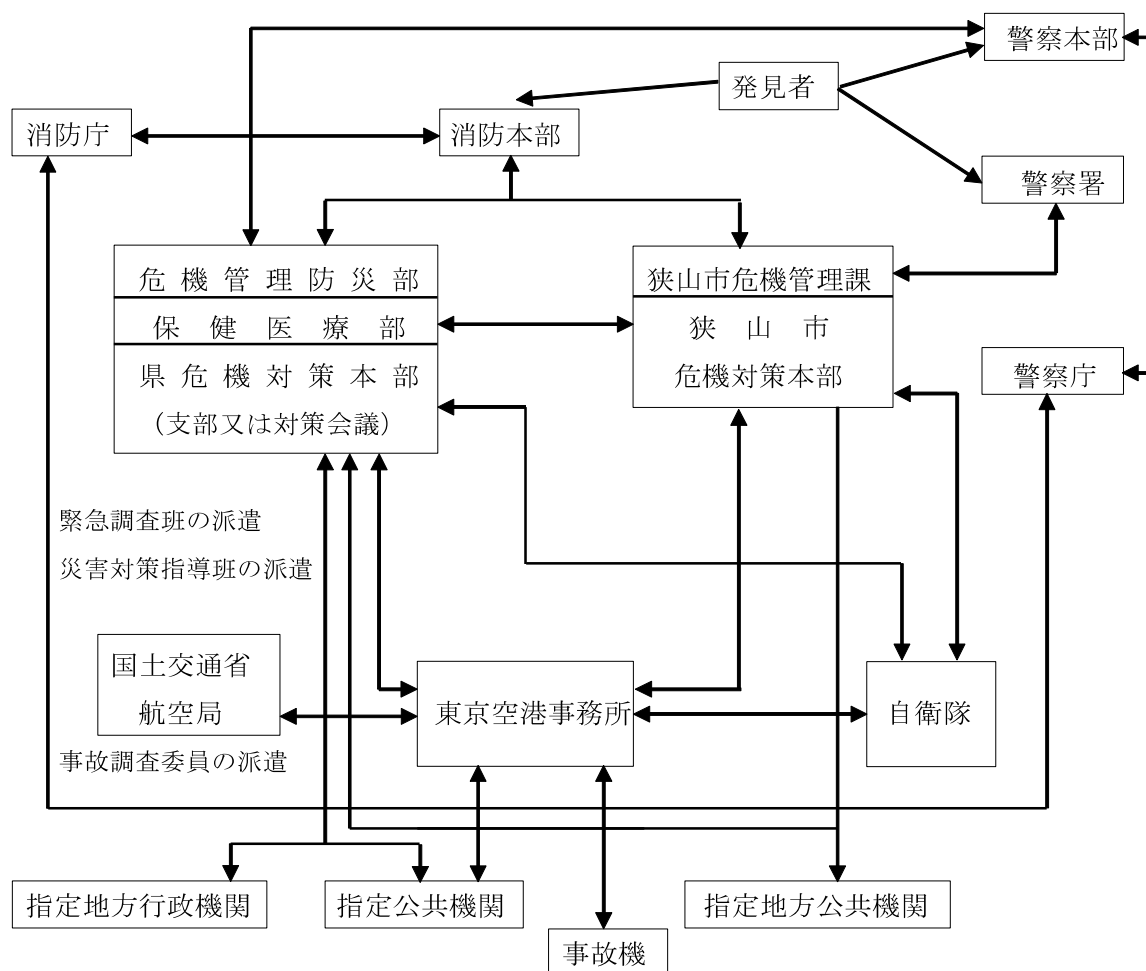


図 1.7.2 民間航空機事故の連絡通報体制

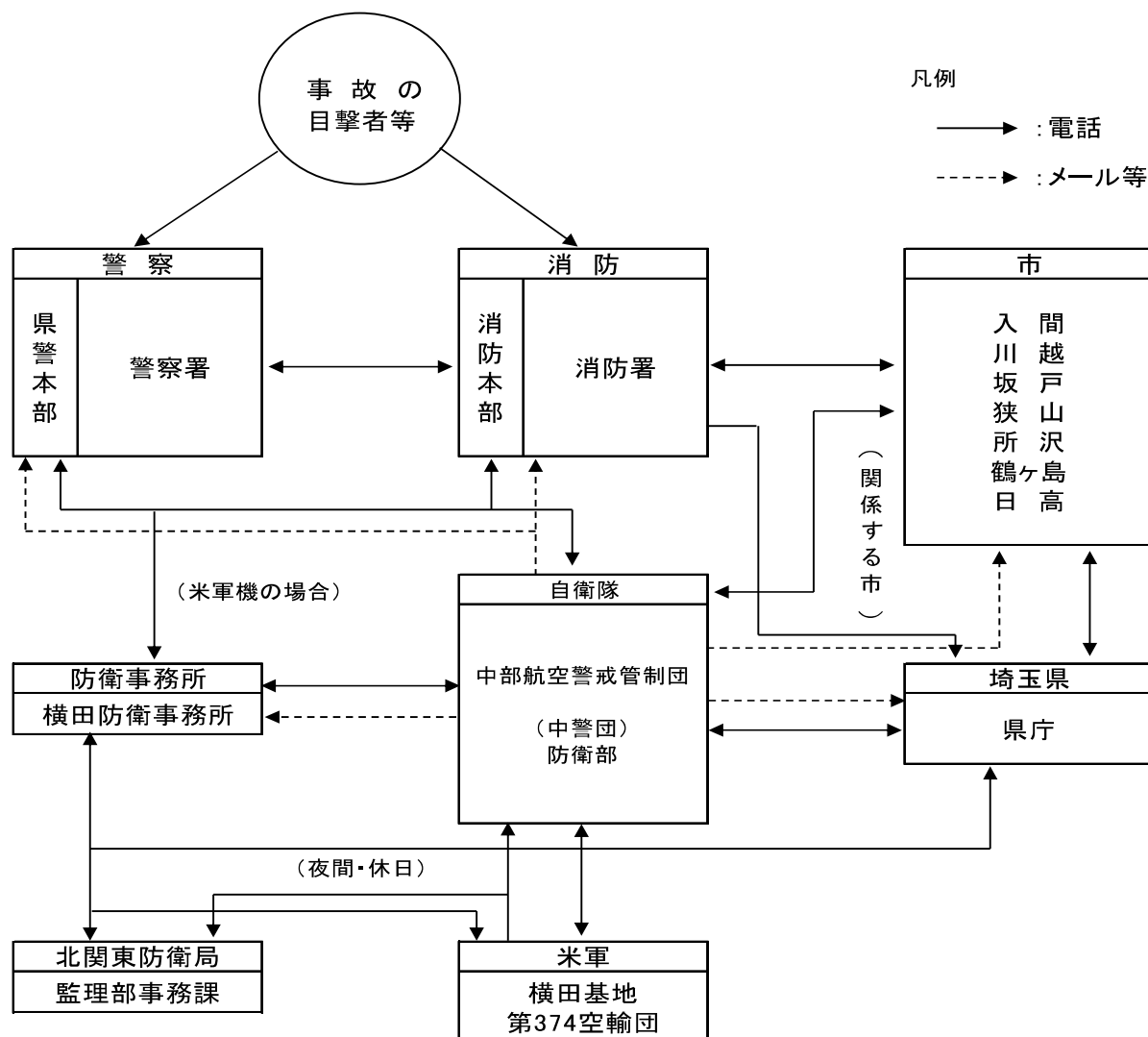


図 1.7.3 自衛隊・米軍航空機事故の連絡通報体制

3. 情報収集・伝達体制の整備

【基地対策課、危機管理課】

市は県と連携し、航空災害時の情報通信手段について、平常時から確保に努め、定期的に無線設備の総点検を実施するなど、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加する。

4. 訓練の実施

【基地対策課、危機管理課】

「自衛隊又は米軍の航空機事故及び航空事故に伴う災害が発生した場合の連絡調整に関する協定」に基づき、航空事故通報訓練を行う。

第4節 応急対策

1. 応急活動

【基地対策班、危機管理班、健康づくり支援班、埼玉西部消防組合、狭山警察署、自衛隊等、消防団】

(1) 現地連絡所の設置

航空機事故発生のお知らせを受けた場合、現地において現地連絡所を設置し、関係機関の連絡調整にあたる。

必要に応じ、市は危機対策本部（地震時の災害対策本部編成に準ずる）を設置するが、危機対策本部の業務は、現地連絡所だけでは解決できない事項の調整を担当する。

現地連絡所は現場の報道機関対応も行い、立ち入り禁止区域外からの撮影や報道を指導する。現地連絡所の設置主体は次のとおりとする。

表 1.7.3 現地連絡所の設置主体

事故機の種別	設置主体
民間機	市、埼玉西部消防組合
自衛隊機	自衛隊
米軍機	北関東防衛局

(2) 情報収集・情報伝達

① 情報収集と伝達

市内で航空機事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関する市町村のすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告しなければならない。その他の基本事項、情報の収集、報告等の責務は、「第2編 震災対策編—第2部—第5章 情報収集・伝達体制の整備」を準用する。

なお、自衛隊機、米軍機事故等の情報収集・情報伝達等に関しては「第6編 事故災害対策編—第1部—第7章—第4節—2. 自衛隊機、米軍機事故に係る連絡・通信・救助体制」に定める。

② 情報の周知

市民の不安や混乱を低減させるためにも、事故の発生やそれに係る災害の発生を、防災行政無線や広報車等により、滞りなく市民に周知させる。

(3) 避難誘導

① 乗客等の避難

航空機事故が発生し、乗客の生命に危険が及ぶ場合は、避難誘導を行う。なお、避難誘導の際は、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者を優先して行う。

災害現場周辺の市民の生命財産に危害が及ぶ場合、現地連絡所は避難指示を行うが、現地連絡所が設置されるまでの間は、状況に応じて警察官等が緊急に避難指示する。避難指示に際しては、危険区域が限られているので、危険区域からの早期避難（脱出）に重点を置く。

避難が完了した地域は、ロープ等で表示をし、立ち入りを禁止する。立ち入りの解除は、現地連絡所の指示によるものとする。

なお、自衛隊機、米軍機事故等の避難誘導の分担に関しては「第6編 事故災害対策編—第1部—第7章—第4節—2. 自衛隊機、米軍機事故に係る連絡・通信・救助体制」に定める。

② 消防機関の対応

消防機関は、航空機事故が発生した場合は、事業者、警察と協力し航空機内の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに現場一帯の立ち入り禁止等の措置を講じる。

(4) 救出、救助

「第2編 震災対策編—第2部—第6章 医療救護等対策」を準用し、市は危機対策本部を設置し、消防機関を主体とした救出、救助活動にあたる。

また、市は、協力者の動員を行う。

なお、自衛隊機、米軍機事故等の救出、救助の分担に関しては「第6編 事故災害対策編—第1部—第7章—第4節—2. 自衛隊機、米軍機事故に係る連絡・通信・救助体制」に定める。

(5) 消火活動

航空機が市街地に墜落した場合、火災面積が広域に及ぶ危険性があり、集団的死傷者の発生が予想される。市は埼玉西部消防組合と連携し、人命の安全確保を最優先に消火活動を行う。

(6) 応援要請

市は関係機関と相互の応援協力により適切な応急救助を実施するものとする。

(7) 医療救護

市は、県やその他関係機関と緊密に連携協力し、迅速かつ的確な医療救護措置を講じることとする。なお、「第2編 震災対策編—第2部—第6章 医療救護等対策」を準用するものとする。

2. 自衛隊機、米軍機事故に係る連絡・通信・救助体制

【基地対策課、危機管理課、県、埼玉西部消防組合、狭山警察署、自衛隊等、消防団、防衛局】

(1) 連絡系統

図1.7.3「自衛隊・米軍航空機事故の連絡通報体制」を参照。

(2) 連絡事項

事故発生時の連絡事項は、次のとおりである。ただし、第1報については、5.以降で不明の事項は「不明」と報告し、判明次第、連絡する。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 事故の種類(墜落、緊急着陸、予防着陸、機物落下)2. 事故の発生日時、発生場所3. 事故機の種類、乗員数及び燃料量、弾薬等、危険物積載の有無4. 事故現場の状況5. 死亡者及び負傷者の住所、氏名、年齢、職業、負傷の程度及び収容先6. 住家等被災者の住所、氏名、年齢、職業及び被災の状況7. その他必要な事項 |
|--|

(3) 救助・避難活動

① 自衛隊機事故

自衛隊機事故に係る被災者救援活動は次のとおりとする。

表 1.7.4 自衛隊機事故被災者救援活動分担表

区分	活動内容	警察	消防	自衛隊	防衛局	県	市
負傷者救護	救急活動	○	◎	○		○	○
	救急病院の 引受確認		◎	○		○	○
	その他 (転院等)		○	◎		○	○
現場対策	消火活動		◎	○			
	立入制限 交通整理	◎	○	○			
	現場確保	◎	○	○			
	連絡所設置	○	○	◎	○	○	○
財産被災者 救援	財産保護 警備	◎		○			
	仮住居の 斡旋提供			◎		○	○
	生活必需品 支給			◎		○	○
備考	◎は主務機関を示す。 ○が主務機関への援助協力機関を示す。						

② 米軍機事故

米軍機事故に係る被災者救援活動は次のとおりとする。

表 1.7.5 米軍機事故被災者救援活動分担表

区分	活動内容	警察	消防	自衛隊	防衛局	県	市
負傷者救護	救急活動	○	◎	○	○	○	○
	救急病院の 引受確認		◎	○	○	○	○
	その他 (転院等)		○	○	◎	○	○
現場対策	消火活動		◎	○			
	立入制限 交通整理	◎	○				
	現場確保	◎	○		○		
	連絡所設置	○	○	○	◎	○	○
財産被災者 救援	財産保護 警備	◎					
	仮住居の 斡旋提供				◎	○	○
	生活必需品 支給				◎	○	○
備考	航空事故等発生の場合の米軍の緊急活動については、在日米軍司令部と防衛施設 庁との間の緊急援助体制に関する合意に基づいて行われるものとする。 ◎は主務機関を示す。 ○が主務機関への援助協力機関を示す。						